

『吾妻鏡』の編纂について

—その記事と用字のあり方—

野 口 武 司

はじめに

鎌倉幕府に関する編年体の半公的史乘たる『吾妻鏡』が編纂されたのは、まさに北条氏が累世執権職を襲うて、上に虚器を擁する将軍家を推戴し、下に評定衆以下の幕吏をその臣僚として従就せしめ、覇府の実権を掌握していた最中の頃おいであった。されば、同書の、同氏に関する諸事蹟を伝える記事の中に、同氏を庇護する諸種の筆致・筆調、これを具象化して云うならば、曲筆や舞文修飾、あるいは特筆大書などといった、厳格な意味において公平中正さを忽せにしていると認めざるをえぬような記述の仕様が随所に散見されるのも、さして異とするに足らず、むしろ斯様なことは、史書一般のあり様として自然でさえあるといえよう。そこで本稿では、改めてそうした同氏に関する諸事蹟についての記述の背景に存する、同氏のもつ威権性ないし尊貴性が、果して同書の如何なる記事の如何なる個条に、如何なる意味内容を以て、如何なる用字表現のもとに色濃く反映されているかを、左記の一事項より具体的に検証してみようと思う。

一、『吾妻鏡』所載の出誕記事

二、『吾妻鏡』所見の「御」字の用法

むろん、ここに試みられる作業の目的は、同書の編纂者によって同氏に関わる諸事蹟が如何ように受け止められ、そしてそれが同書に如何ように採り上げられているかの実態を究明することにあるが、これは、取りも直さず、史書としての同書の性格が如何なるものであり、また、その成立が何時の交であるかを追究するための有用な一方途と考えるのである。

一、『吾妻鏡』所載の出誕記事

『吾妻鏡』には、某人物の出生に關わる事蹟を記載する、いわゆる出誕記事が二八例ほど所載されている。いま、これらの諸記事のあり様を調査し、検討を加えることにより、同書の性格や成立を究明することにあるが、これは、取りも直さず、史書としての同書の性格が如何なるものであり、また、その成立が何時の交であるかを追究するための有用な一方途と考えるのである。

まず、その出誕に關わるすべての諸記事を、次下の行論に必要と思われる範囲内で抜載するとともに、その抜載条の記載内容を分かり易くまとめて表一として掲記することからはじめよう（出誕関連記事の1～38の各人物は、これら1～38の各事例は、出誕関連記事中に出誕関連諸役人として登場する人物及びその員数、）。

各条下の数字は、当該条の記載年・月・日、○印付記月は閏月を各々示す。）。

出誕関連記事

1、源頼朝子息頼家

- ①、伊東次郎祐親法師者。去々年已後。所_レ被_レ召_一預_二三浦介義澄_一也。而御臺所御懷孕之由風聞之間。義澄得_レ便。頻窺_一御氣色_一之處。召_一御前_一。直可_レ有_二恩赦_一之旨被_一仰出_一。（下略）……………養和2・2・14条
- ②、御臺所御著帶也。₁千葉介常胤之妻。依_一殊仰_一。以_一孫子₂小太郎胤政_一為_レ使獻_一御帶_一。武衛奉_レ令_レ結_レ之給。₃丹後局候_一陪膳_一。……………養和2・3・9条

③、自_二鶴岳社頭_一。至_二由比浦_一。直_二曲横_一而造_二詣往道_一。是日來雖_レ為_二御素願_一。自然涉_レ日。而依_二御臺所御懷孕御祈_一故。被_レ始_一此儀_一也。武衛手自令_レ沙汰之_一給。仍₁北條殿已下各被_レ運_二土石_一云々。

養和2・3・15条

④、御臺所依_二御產氣_一。渡₁御比企谷殿₂。被_レ用_二御輿_一。是兼日被_レ點₂其所_一云々。¹千葉小太郎胤正。²同六郎胤頼。³梶原源太景季等候_二御共_一。⁴梶原平三景時。可_レ奉₂行御產間雜事_一之旨。被_レ仰付_一云々。

寿永1・7・12条

⑤、及_レ晚。御臺所有_二御產氣_一。武衛渡御。諸人群集。又依_二此御事_一。在國御家人等。近日多以參上。為_二御祈祷_一。被_レ立₂奉幣御使於伊豆宮根兩所權現并近國宮社_一。所謂。伊豆山₁土肥弥太郎₂宮根₂佐野太郎₃梶原平次₁三浦十二天₄佐原十郎₅武藏六所宮₅葛西三郎₆常陸鹿嶋₆小栗十郎₇上總一宮₇小権介良常₈下總香取社₈千葉小太郎₉安房東條唐₉三浦平六₁₀同國洲崎社₁₀安西三郎₁₁壽永1・8・11条

⑥、霧。酉冠。御臺所男子御平產也。御驗者₁專光房阿闍梨良暹。₂大法師觀修。鳴弦役₃師岳兵衛尉重經。₄大庭平太景義。₅多々良權守貞義也。₆上総權介広常引日役。戌冠。₇河越太郎重頼妻_{比企女}。依_レ召參入。候₂御乳付_一。

3

⑦、若公誕生之間。追₂一代々佳例_一。仰₂御家人等_一。被_レ召₂御護刀_一。所謂。宇都宮左衛門尉朝綱。₂畠山次郎重忠。₃土屋兵衛尉義清。₄和田太郎義盛。₅梶原平三景時。₆同源太景季。₇横山太郎時兼等獻_レ之。(下略) :

⑧、若公三夜儀。₁小山四郎朝政沙汰之_一云々。

寿永1・8・13条

⑨、若公五夜儀。₁上総介広常沙汰也。

寿永1・8・14条

寿永1・8・16条

⑩、七夜儀。¹ 千葉介常胤沙₂汰之₁。常胤相₂具子息六人₁。着₁侍上₁。父子裝₂白水干袴₁。以₂²胤正母₁重弘女。

秩父大夫

為₂御前陪膳₁。又有₂進物₁。嫡男₃胤正₁。次男₄師常昇₂御甲₁。三男₅胤盛₁。四男₆胤信引₂御馬₁。置_レ鞍。

五男₇胤道持₂御弓箭₁。六男₈胤頬役₂御劍₁。名列₂庭上₁。(下略)寿永1・8・18条

⑪、若公九夜御儀。¹ 外祖令_レ沙₂汰之₁給。

⑫、¹ 中納言法眼圓曉₂宮₁。自₂京都₁下向。(下略)武衛尋₂彼旧好₁。所_レ被₂請申₁也。即參₂宮中₁給。且御

產間御祈事可_レ被_レ申處。為_レ果₂宿願₁。以₂下向便宜₁。參₂籠太神宮₁之間。于_レ今遲々云々。(下略)寿永1・8・20条

⑬、御臺所并若公自₂御產所₁入₂御宮中₁。¹ 佐々木太郎定綱₂同次郎経高₃同三郎盛綱₄同四郎高綱等奉_レ

昇₂若公御輿₁。⁵ 小山五郎宗政懸₂御調度₁。⁶ 同七郎朝光持₂御劍₁。⁷ 比企四郎能員為₂御乳母夫₁。奉₂御贈物₁。(下略)寿永1・9・20条

2、源賴朝子息貞曉

①、二品若公誕生。御母常陸介藤時長女也。御產所者。長門江七景遠浜宅也。件女房祇₂候殿中₁之間。日來有₂御密通₁。依₂緋露頭₁。御臺所御狀思甚。仍御產間儀每事省略云々。

文治2・2・26条

3、一条能保子女

①、北條殿雜色自₂京都₁參着。去六日左典厩室家女子御平產之由。申_レ之云々。(下略)文治2・5・15条

4、源義経子息

①、静女事。雖レ被尋問子細。不レ知豫州在所之由申切畢。當時所レ懷姪彼子息也。產生之後。可レ被返遣由。有沙汰云々。 文治2・3・22条

②、静産一生男子。是豫州息男也。(中略)而其父奉背関東。企謀逆逐電。其子若為女子者。早可レ給母。於為男子者。今雖在襁褓内。爭不怖畏将来哉。未熟時断命條可レ宜之由治定。仍今日仰安達新三郎。令弃由比浦。(下略) 文治2・7・29条

5、比企藤内朝宗子息

①、比企藤内朝宗妻御臺所官女。
号越後局。今晚男子平產云々。 文治4・1・22条

6、一条能保所生子

①、佐々木左衛門尉定綱飛脚參着。申云。去十三日亥刻。右武衛室依難產卒給云々。(下略)

建久1・4・20条

②、大和前司重弘自京都帰参。態及專使。為悲歎之中喜悦之由。右武衛殊被申御返報。重弘申云。去月十三日。彼室家為存命落飭給。雖有産。遂以早世。翌日奉葬仁和寺邊。(下略)

建久1・5・19条

7、源頼朝子息実朝

- ①、申剋。御臺所御着帶。御加持¹ 安樂房阿闍梨。御驗者² 題學房也。³ 武藏守義信妻持¹ 參御帶¹。幕下令^レ 奉^レ 結之給。今日以後。毎日可^レ 抽² 御產平安御祈禱¹ 之由。被^レ 仰² 鶴岡供僧¹ 云々。建久3・4・2条
- ②、自² 今晚²。御臺所聊御不例。諸人走參。¹ 若宮別當法眼被^レ 候² 護身¹ 云々。建久3・7・3条
- ③、御產間御調度等。今日調¹ 進于御產所¹。¹ 三浦介² 千葉介等³ 差² 義村⁴ 常秀¹ 令² 奉行¹ 之。亦被^レ 定¹ 鳴絃役人等⁵。梶原源太左衛門尉景季奉¹ 行之¹ 云々。建久3・7・4条
- ④、御臺所御不例事。已令² 復本¹ 紿。是只御懷孕故之由。醫師¹ 三條左近將監申之云々。建久3・7・8条
- ⑤、天霽風靜。御臺所渡¹ 御于名越御館¹。^{号² 浜御所¹}。被^レ 點² 御產所¹ 也云々。建久3・7・18条
- ⑥、天晴風靜。早旦以後。御臺所御產氣。御加持¹ 宮法眼。驗者² 義慶坊³ 大学房等。鶴岡相模國神社仏寺奉² 神馬¹。被^レ 修² 誦經¹。所謂。(中略)先鶴岡神馬¹足。上下⁴ 千葉平次兵衛尉⁵ 三浦太郎等相¹ 具之一。其外寺社。在所地頭請¹ 取之¹。景季⁷ 義村等為² 奉行¹。已剋。男子御產也。鳴弦⁸ 平山右衛門尉季重⁹ 上野九郎光範也。¹⁰ 和田左衛門尉義盛候¹ 引目役¹ 小時¹¹ 江間四郎殿¹² 三浦介義澄¹³ 佐原十郎左衛門尉義連¹⁴ 野三刑部丞成綱¹⁵ 藤九郎盛長¹⁶ 下妻四郎弘幹¹⁷ ^{号² 悪權守¹} 已上六人獻² 御護刀¹。又¹⁷ 因幡前司¹⁸ 小山左衛門尉¹⁹ 千葉介以下御家人獻² 御馬御劍等¹。御加持驗者等給^レ 之。²⁰ 八田兵衛尉朝重²¹ 野三左衛門尉義成²² 左近將監能直引² 御馬¹。²³ 加賀守俊隆取² 別祿¹ 衣¹ 次²⁴ 阿野上總妻室¹ 阿波局¹ 為² 御乳付¹ 參上。女房²⁵ 大貳局²⁶ 上野局²⁷ 下總局等可^レ 為² 御介惜¹ 也。次有² 御名字定¹。千万君^{云々}。建久3・8・9条
- ⑦、若君² 二夜事¹ 武藏守² 三浦介沙汰^{云々}。建久3・8・10条
- ⑧、三夜事¹ 信濃守² 藤九郎盛長沙汰^{云々}。建久3・8・11条
- ⑨、四夜事¹ 千葉介常胤沙汰^{云々}。建久3・8・12条

⑩、五夜事。¹ 下河邊庄司行平沙汰云々。

建久 3 • 8 • 13 条

⑪、今夜。若公六夜事也。¹ 因幡前司沙汰云々。

建久 3 • 8 • 14 条

⑫、今夜若君七夜事。¹ 小山左衛門尉沙汰之²。將軍家并若公御方皆獻御馬御劍等³。御臺所御方。進綾六段。生衣三領。女房中長絹百疋⁴云々。

建久 3 • 8 • 15 条

⑬、御臺所并新誕若公自¹名越濱御所入¹御幕府¹。北條五郎時連。² 里見冠者義成。³ 新田藏人義兼。⁴ 小山左衛門尉朝政。⁵ 同七郎朝光。⁶ 三浦左衛門尉義連。⁷ 同兵衛尉義村。⁸ 八田兵衛尉朝重。⁹ 梶原左衛門尉景季。¹⁰ 同兵衛尉景茂等供奉云々。

建久 3 • 10 • 19 条

8、北条義時子息有時

①、江間殿妾男子平產云々。為¹加持¹。若宮別當自¹去夜¹被^レ坐²于彼大倉亭¹。今朝²羽林被^レ遣¹御馬¹。³ 尼御臺所給¹產衣¹云々。

正治 2 • 5 • 25 条

9、北条義時子息政村

①、今日未剋。相州室^{伊賀守}。男子平產。^{左京兆}是也。

元久 2 • 6 • 22 条

10、順徳天皇皇子懷成△仲恭天皇▽

①、陰。佐々木判官広綱飛脚參着。申云。去十日。中宮<sup>故中御門
關白御女</sup>。御產。皇子御誕生。(中略) 中宮御產之時鳴弦輩任官云々。

建保 6 • 10 • 19 条

11、一条実雅子息実顯カ

①、終日終夜雨降。子尅。中将実雅朝臣妻家右京兆女。男子平產。驗者1大進僧都寬喜。醫師2頬経。陰陽道權助3親職以下四人也。行2百箇日泰山府君祭1。今夜當1九十六箇日1云々。
承久2・8・6条

12、北条義時子女

①、右京兆室有2産氣1。而聊依レ有レ憚。可レ改2日來居所1之由。示1合陰陽道1之處。權助1国道朝臣以下五人。一同相議云。三條局宅宜也。件所者。自1當時住所1東方兮。自2大倉亭1乾方也。當所者所レ讓2武州1也。大倉亭本所也。仍去晦日。彼所一宿訖。然者四十五日以前。自1是令レ移2産所1。無2其憚1之由云々。2伊賀四郎左衛門尉朝行奉行云々。
承久3・11・3条

②、室家移2産所1。三條局云々。

承久3・11・13条

③、天霧風靜。寅剋。右京兆室女子平產云々。

承久3・11・23条

④、右京兆室立願藥師如來像一體。於2産所1遂2供養1。導師1伊賀阿闍梨光猷。布施馬置鞍。一疋。2原左衛門尉牽レ之。3筑後介秀朝奉1行之。2承久3・12・11条

13、一条実雅子女

①、讃岐中將室右京兆女。懷孕之間。於2大倉亭廊1。行2千度秋1。主計大夫知輔。1少輔大夫泰貞。3陰陽大允親職。
右京亮重宗。5漏冠博士忠業。各衣冠。等勤レ之。6進士判官代隆邦。布衣。陪膳。7工藤右馬允云々。同為奉行云々。

承久3・12・3条

②、晴。讚岐中將室產祈。於_二奧州御亭_一。有_二千度祓_一。人數五人

同二去
年冬一

事訖給_レ祿。(下略) ··· 承久4・1・16条

③、讚岐羽林室被_レ行_二平產祈禱等_一云々。

承久4・2・9条

④、今日申刻。讚岐中將室平產。女子。驗者¹大進僧都觀基。醫師²權侍医頬經朝臣。祓³陰陽權助国道朝臣。⁴主計

大夫知輔。⁵陰陽大允親職等也。各給_レ祿。五衣。

承久4・2・12条

14、一二階堂行盛子息

①、巳刻。藤民部大夫行盛妻男子平產。

貞應1・9・21条

15、北條義時子息時尚カ

①、霽。前奥州室依_二產氣_一被_レ行_二千度祓_一。¹親職。²泰貞。³重宗。⁴宣賢。⁵大和大夫等奉_二仕之_一。(下略) ···

貞應1・11・25条

②、晴。子刻。奥州室男子平產。加持¹弁法印定豪。驗者²大進僧都觀基。醫師³頬經朝臣。陰陽師⁴国道朝臣以下六人也。

貞應1・12・12条

③、晴。辰刻。依_二去夜平產_一。驗者以下給_二御衣御馬_一。驗者分御馬。¹安東左衛門尉引_レ之。医陰道分。²原左衛門尉。³大野新右近將監引_レ之。加持僧分。以_二中野五郎_一。被_レ進_二宿坊_一云々。

貞應1・12・13条

16、北條時氏子息時頼

①、去十四日辰刻。修理亮時氏。北方。六波羅御座而男子平產之由。今日有_二其告_一。又醫師¹和氣清成為_二彼管領_一之處。

承久4・2・9条

無為之條。道為_二高名_一之由。内々武州御方被_二申入_一云々。

嘉祿3・5・23条

17、北条時直子息

①、晴。巳刻。相模五郎時直主女室<sub>三浦三郎左衛門
尉家連女也。</sub> 男子平產云々。

安貞2・5・16条

18、三浦泰村所生子

①、酉一点。駿河次郎泰村妻<sub>武州御
息女。</sub> 産。誕児者死_二于胎内_一畢。自_二去十九日_一有_二氣分_一。今朝殊惱亂難產也。驗者¹大進僧都觀基。²丹波律師賴暁。醫師³良基。陰陽師⁴晴賢以下四人也。

安貞3・1・27条

19、三浦泰村子女

①、小雨。酉刻。駿河次郎妻室平_一產女子_一。驗者¹丹後律師。醫師²良基朝臣。陰陽師³新大夫泰宗。各有_二祿物_一。生衣_一領。

寛喜2・7・15条

②、晴。酉刻。去十五日誕生少兒<sub>駿河次
郎息女。</sub> 卒去。

寛喜2・7・26条

③、晴。酉刻。武州御息女<sub>駿河次
郎妻室。</sub> 逝卒。⁵年甘_一產前後數十ヶ日惱亂。遂以如_レ斯。

寛喜2・8・4条

20、後堀河天皇皇子秀仁△四条天皇▽

①、今日京都飛脚參着。去十一日中宮<sub>將軍家
御姉。</sub> 御平產。皇子降誕之由申_レ之云々。

寛喜3・2・21条

21、北条朝直子息

①、申刻。相模四郎朝直室
武州御女。男子平産。

寛喜3・4・19条

22、後堀河天皇子女

①、雨降。去三日午刻中宮御_一平_一產皇女_一之由。自_一大相國_一被レ申_一將軍家_一云々。

貞永1・9・13条

23、後堀河天皇皇子

①、駿河次郎泰村為_一使節_一上洛。是藻壁門院御懷孕之間。聊御惱之由。依有_一其聞_一也。

天福1・9・18条

②、齋。京都飛脚參着。申云。去十八日卯刻。於_一院御所_一。藻壁門院皇子降誕。死體辰刻女院御絕入。遂以崩御之。年二十五云々。是將軍家御姉公也。(下略)

天福1・9・24条

24、九条頼経所生子

①、今日。御臺所御着帶也。午刻有_一其儀_一。

天福2・3・1条

②、寅刻御產。児死而生給。御加持_一弁僧正定豪_一云々。御產以後御惱亂。辰刻遷化。御歲卅二。是正治將軍姫君也。

天福2・7・27条

25、近衛兼経子女

①、晴。子刻。殿下北政所御流產。姫君七ヶ月云々。

嘉禎4・9・18条

26、九条頬経子息頬嗣

①、天晴風静。午尅。二棟御方 將軍家御寵。号「大宮殿」。大納言定能卿孫。 御着帶也。御加持 ¹ 岡崎僧正 成源。御祓 ² 大膳権大夫維範朝臣。依_レ為_二密儀_一。於_二御所_一不_レ被_レ行云々。自_二去四月_一。被_レ行_二御祈等_一云々。
延応1・8・8条

②、霽。二棟御方始渡_二御大倉御產所_一。

③、為_二二棟御方御產平安御祈_一。被_レ行_二七座呪咀祭_一。 ¹維範。 ²親職。 ³資宣。 ⁴晴貞。 ⁵晴平。 ⁶広資。 ⁷範定等奉_二仕之_一。
延応1・10・17条

④、二棟御方御產御祈。屬星祭。 ¹維範朝臣奉_二仕之_一。

⑤、二棟御產平安御祈。被_レ修_二靈所祭_一。 ¹維範朝臣為_二管領_一云々。
延応1・10・28条

⑥、霽。巳尅。二棟御方 号「大宮殿」。 有_二御產氣_一。自_二大倉_一移_二于施藥院使良基朝臣藥師堂之宅_一給。可_レ為_二御產所_一云々。御驗者¹助僧正嚴海_二以下皆以參_一集彼所_一。鳴絃役人參進。為_二兵庫頭定員奉行_一。御祈等事有_二其沙汰_一云々。
延応1・11・6条

⑦、天霽。辰刻御平產也。若君。先御驗者三人。 ¹民部卿僧都。 ²宰相僧都。 ³大夫僧都賜_レ祿 五衣在單。 被_レ引_二御馬_一。置_レ鞍。次医道⁴女医博士頬行水干榜。給_レ祿。三重衣。於_レ挺給_レ之。被_レ引_二御馬_一。置_レ鞍。下_二立庭上_一取_レ之。次陰陽道⁵大夫膳權大夫維範朝臣衣冠。給_レ祿。二衣重薄衣。御馬置_レ鞍。賜_レ之。作法如_レ前。次⁶資宣⁷廣資。御祓衆。各_二衣_一領。御馬裸。拝_二領之_一。佐渡前司基綱為_二奉行_一。雜事勘文。維範朝臣一人獻_レ之。載_二已刻誕生之由_一。助法印珍譽申_二云_一。辰終剋也。有_二時刻相違_一者。宿曜方勘文可_二相違_一云々。仍書_二改之_一載_二辰字_一云々。

延応1・11・21条

⑧、天霽。(中略) 午刻自_二御產所_一入_二御町野加賀民部大夫康持宿所_一。吉方。(中略) 申剋渡_二御御所_一云々。

27、後嵯峨天皇皇子久仁 △後深草天皇▽

①、京都使者參着。去十日午刻。皇子降誕云々。為此御加持¹。大納言僧都隆弁去年上洛。為一件勸賞¹。同廿日叙法印¹。此御誕生。別為將軍家御慶賀¹。有御外戚寄¹故也。(下略) 寛元 1 • 6 • 18 条

28、北條時頼子息時利

①、左親衛妾幕府女房。男子平產云々。今日被授字。宝寿云々。 宝治 2 • 5 • 28 条
②、左親衛以²訶利帝十五童子像¹。被^レ安¹置彼產所²云々。 宝治 2 • 6 • 1 条

29、安達義景子息

①、今日。秋田城介義景男子出生云々。

建長 2 • 7 • 18 条

30、父者不明(近衛兼經^カ)

①、今日。京都之使者參着。去月廿二日北政所御產云々。

建長 3 • 2 • 1 条

31、北條時頼子息時宗

①、相州室懷孕。祈精等被^レ行^レ之云々。

建長 2 • 8 • 27 条

- ②、今日。相州被^レ遣^ニ飛脚於京都^一。是室家懷孕着帶加持事。可^レ被^レ用¹。若宮別當法印^一隆弁^一。之處。住寺之間。依^レ被^レ招請^一也。² 秋田城介同遣^ニ使者^一云々。(下略) 建長2・12・5条
- ②、相州御分國并庄園。至于明年五月^一。可^レ禁^ニ斷殺生^一之由。令^ニ下知^ニ給^一。是依^ニ御產御祈^一也。³ 奥州同被^レ行^ニ此德^ニ云々。 建長2・12・5条
- ③、相州參^ニ大倉藥師堂^一給^一。是偏彼懷婦平安御祈也。剩被^レ奉^ニ納願書於内陣^ニ云々。 建長2・12・8条
- ④、天晴。風靜。今日。相州室被^レ着^ニ妊帶^一。¹ 鶴岡別當法印^一隆弁^一。加^ニ持之^一。法印去九月以後住寺之處。依^ニ此請^一。態所^レ被^レ遣之^一飛脚相^ニ逢于萱津驛^一之間。競^ニ寸陰^一。今夕走着^ニ云々。又被^レ始^ニ行御祈等^一。藥師護摩^一。建長2・12・13条
- 護摩。³ 奥州^一。北斗供^一。⁴ 相州^一。已上三壇。法印一人兼^ニ修之^ニ云々。 建長2・12・13条
- ⑤、為^ニ相州室家御願^一。於^ニ七觀音之堂前^一。被^レ修^ニ誦經^一。各仰^ニ其¹別當等^一。² 塩飽左衛門大夫信貞奉^ニ行之^ニ。 建長2・12・18条
- ⑥、天晴。於^ニ相州御第二而放光仏像被^レ供養^一。導師¹ 鶴岡別當法印^一。又被^レ修^ニ如意輪護摩^一。是皆御產御祈也。 建長3・1・17条
- ⑦、天霽。相州室為^ニ御平產^一。百日泰山府君祭於被^ニ始行^一。¹ 泰房奉^ニ仕之^一。供斎者² 秋田城介義景沙汰也。 建長3・1・21条
- ⑧、天霽。相州室家產所松下禪尼^{甘繩第}。被^レ始^ニ御祈祓等^一行上云々。 建長3・5・1条
- ⑨、天晴。彼御產之事。可^レ為^ニ明日酉刻^一之由。¹ 若宮別當法印^一隆弁^一。依^レ被^レ申^一。參集人々悉退散^ニ云々。 建長3・5・14条
- ⑩、天晴風靜也。今朝。相州以¹ 安東五郎太郎^一為^ニ御使^一。被^レ送^ニ御書於² 若宮別當法印^一隆弁^一。你。女房產之事。日

- 來可為今日之由雖被仰。干今無其氣分之間。御存知之旨。頗不審云々。獻返報畢。今日酉尅可為必定。不可有御不審云々。於申刻。漸御氣分出現之間。醫師³典藥頭時長朝臣。陰陽師⁴主殿助泰房。驗者⁵清尊僧都。并⁶良親律師等參候。酉終刻。法印隆弁。參加而奉加持之。則若君誕生。⁷奧州兼而被座。此外御一門之老若。捲而諸人參加不可勝計。頃之。御驗者以下祿。各可賜生衣一領。野劍一柄。馬一疋也。于時⁸三浦介盛時白直垂。馳參。抃悅之餘。騎用所之馬以。置銀鞍。自令引與泰房。是名馬也。(中略)抑此誕生祈禱之事。對相州。若宮別當法印不等閑被付示之。仍於鶴岡八幡宮宝前。從去年正朔。碎丹誠肝膽。夢告有之。同八月令姪可賜之由。被申之上。今年二月。侍于伊豆國三嶋社壇而祈請之間。同十二日寅尅夢。白髮老翁告法印曰。祈念所之懷婦。來五月十五日酉尅。可男子於平產也云々。果如旨。奇特可謂歟。
- (11)、七夜事。奥州令盡經營賜云々。建長3・5・15条
- (12)、天晴。新誕若君令帰住本所賜。其後募御祈之賞。以能登國諸橋保。若宮別當法印被避。¹工藤三郎左衛門尉光泰為御使。(下略)建長3・5・21条
- (13)、天霽。相州室御產之後。有痢病之惱。已及數日。然押有沐浴事。有忽減氣屬之可賜之由。被¹別當法印申。產穢雖不幾。入產所可被為加持之由。相州頻依有御所望。則參入奉加持云々。建長3・5・27条
- (14)、天晴風靜。今日。相州室自產所令帰住本里之亭賜云々。(下略)建長3・7・8条
- ①、天晴。午刻。秋田城介義景妻女子平產云々。号堀内殿是也。
- 32、安達義景子女〈堀内殿〉

33、北条時頼子息宗政

①、相州被_レ修_ニ北斗供_一。是室家懷姪御祈也。

建長4・7・28条

②、天晴。午刻。相州室家令_レ着_ニ姪帶_一給_一。加持₁鶴岡別當法印_ニ云々。₂安東左衛門尉光成為_ニ御使_一。持₁向御帶於彼雪下本坊_ニ云々。

建長4・10・3条

③、齋。戌刻。相州室家令_レ平_一產男子_一給_一。加持₁若宮別當僧正_一。隆弁。驗者₂清尊僧都_ニ云々。僧正參會。清尊并医陰兩道等者。皆產以後馳參。然而各有_ニ祿物_一。(中略)又₃奧州被_レ施_ニ別祿等_一。₄藤_ニ左衛門尉泰經為_ニ御使_ニ云々。₅建長5・1・28条

建長5・3・21条

④、相州新誕若公并御母。自_ニ產所_ニ令_レ帰_ニ本家_ニ給_ニ云々。

34、北条時頼子女

①、晴。寅刻。相州室平_一產姫公_一。加持₁若宮僧正_一。隆弁。驗者₂清尊僧都_也。奧州女房。松下禪尼。相州等群集。為_ニ₃安東左衛門尉光成奉行_一。有_ニ祿物等_一。(中略)₄万年九郎兵衛尉以下祇候人等隨_ニ所役_ニ云々。又₅奧州被_レ送_ニ驗者之祿等_一。₆隅田次郎左衛門尉為_ニ其使者_ニ云々。

建長6・10・6条

35、宇都宮経綱所生子

①、雨降。奥州禪門息女_{宇都宮七郎}經綱妻_。卒去。去比流產。其後煩_ニ赤痢病_ニ云々。

建長8・6・27条

36、天野景村所生子

①、和泉六郎左衛門尉姪婦。昨日八日。嬰兒死之由申之。勿論云々。 景賴為奉行云々。

弘長1・7・9条

37、宗尊親王子女倫子

①、天晴。自夕終夜甚雨。御息所御懷孕之間。今日。被始御祈。¹ 業昌朝臣奉¹仕天曹地府祭。² 押垂掃部助為²御使。³ 文永2・5・10条

②、雨降。午冠屬晴。今日。為²御息所御產御祈於²御所¹被²供¹養放光仏。導師¹尊家法印。² 左近大夫將監時村。³ 左近大夫將監顯時等取²御布施。又被²行²七瀬御祓。⁴ 文永2・6・13条

③、天晴。御息所入¹御々產所左近大夫將監宗政朝臣亭¹。⁵ 文永2・7・10条

④、小雨降。御產御祈被²行²千度祓。¹ 晴茂。² 宣賢。³ 業昌。⁴ 晴長。⁵ 晴秀。⁶ 晴憲。⁷ 晴宗。⁸ 泰房。⁹ 賴宗。¹⁰ 親定等候之。陪膳¹¹左近大夫將監時村。^略¹²右馬助清時。^略役送十人。各布恪勤十人各垂。為³手長¹。¹³ 縫殿頭師連。¹⁴ 備中前司行有。^(注) 等奉¹行之¹。¹⁵ 文永2・7・28条

⑤、陰。夕小雨降。將軍家自¹馬場殿¹入¹御々產所¹。即還御。¹⁶ 文永2・8・5条

⑥、天晴。鶴岡放生會。將軍家無²御出¹。又無²御奉幣使¹。一事以上。付²宮寺¹被²遂¹行之¹。是依²御息所御懷孕事¹也。

⑦、戌刻。¹ 土御門大納言奉¹為御息所御平產。被²行²御祈¹於²由比浜¹。² 業昌朝臣奉¹仕靈氣祭²云々。¹⁷ 文永2・8・15条

⑧、陰。日中小雨降。今日辰刻。御息所有²御產氣¹。群參人々不²知²其數¹。被²行²御占¹。或指¹申申酉剋¹。或可^レ為²亥子剋¹之由申^レ之。而頃之無²御產氣¹。殆如²常時²云々。仍諸人退出。¹ 縫殿頭師連。² 式部太郎左衛門尉光政等

文永2・8・16条

奉_一行此間事_二。 (下略)

文永2・9・1条

⑨、晚雨降。今日寅刻有_二御產氣_一。辰刻姫宮誕生。御驗者₁松殿僧正。₂安祥寺僧正尊家法印。醫師₃長世朝臣。御祓₄晴茂。束帶。₅宣賢。₆業昌。₇晴長。₈晴秀。₉晴宗。₁₀泰房_{已上}衣冠_也。 (中略) 次₁₁長世朝臣於_二公卿御座之傍_一給_二御衣_一。₁₂八條三位取_レ之。陰陽權助晴茂朝臣於_二同所_一給_二御衣_一。₁₃左近大夫將監公時役_レ之。……文永2・9・21条
⑩、天晴。₁右大弁入道真觀。自_二京都_一參同。₂兵部大輔範忠朝臣又下着。依_二御產無為事_一也。 (下略)

⑪、天晴。京都御使₁兵部大輔範忠朝臣歸洛。去比下向。是被_レ賀_二申御產無為事_一。 (下略) ……文永2・11・13条
⑫、陰冴。霰常降。今日。御息所并若宮姫宮自_二御產所_一衛亭_{相州親}還御。…………文永2・11・17条

38、北条業時子息時兼

①、天晴。彈正少弼業時朝臣室。_{左京兆}男子御平產云々。

出誕閑連記事所見條 (年・月・日)
文永3・3・11条

父 者	母 者	誕 兒	産 所	刻 限	出 誕 閑	
御台所 (北条政子)		男子(頼家)	比企谷殿		連諸役	
西 刻						
○						
9 ① 20、 一三條 三条(五 二)	10 1 8 ⑧ 18、 1 10 ⑦ 17、 8 12 の	13、 ⑧ 1 8 ① 14、 ⑨ 1 8 ① 20、 1 12)	1 8 ⑩ 11、 ⑥ 1 8 ⑦ 1 8 ① 16、 8	①養和 2 2 3 ① 15、 ④寿永 1 7 ④ 12、 ⑦ 1 8 ① 16、 8	2 2 3 9、 ③ 2 3 ① 15、 ④ 1 7 ④ 12、 ⑦ 1 8 ① 16、 8	文永2・10・18条 文永2・11・13条 文永2・11・17条

2 一品(源頼朝)	常陸介藤原時長女 (大進局)	若公(貞暁)	①文治2・2・26「2・26」の一条(○)					
3 左典廄 (一条能保)	室家(源頼朝妹)	女子(九条 良経室カ)	①文治2・5・15「5・6」の一条(○)					
4 予州(源義経)	静(白拍手)	男子	①文治2・3・22、②2・7・29「7・					
5 比企藤内朝宗	御台所官女越後局	男子	29以前カ」の二条(○)					
6 右武衛 (一条能保)	室(源頼朝妹) 依難産卒	(性別・ 生死不明)	①文治4・1・22「1・22」の一条(○)					
7 幕下(源頼朝)	御台所 (北条政子)	男子(千万 君・実朝)	亥刻	今暁				
8 江間殿 (北条義時)	妾 (伊佐次郎朝政女)	浜御所 名越御館	巳刻					
男子(有時)								
大倉亭								
○	○							
①正治2・5・ 25「5・25」の一条(二)	10・10 19「8・9」の二三條(五五)	①建久3・4・ 7・5・4、④3・7・ 6・3・8・ 8・2・11、⑨3・8・ 14、⑫3・8・ 15、⑬3・ 19「8・9」の二三條(五五)	①建久1・4・ 20、②1・5・ 13」の二条(○)	①文治4・1・ 22「1・22」の一条(○)	①文治2・3・ 22、②2・7・ 29「7・	①文治2・5・ 15「5・6」の一条(○)	①文治2・2・ 26「2・26」の一条(○)	

									9 (北条義時)	室(伊賀朝光女)	男子(政村)	①元久2・6・22〔6・22〕の一条(○)
									10 (順徳天皇)	中宮故中御門関白女 (近衛良経女立子)	皇子(懷成・仲恭天皇)	①建保6・10・19〔10・10〕の一条(○)
									11 中将(一条)実雅	妻家右京兆 (北条義時)女	男子(実顕)	①承久2・8・6〔8・6〕の一条(△)
									12 右京兆 (北条義時)	室	女子	①承久3・11・2、②3・11・13、③3・11・12・3・12・3、④3・11・23の四条(五)
									13 讚岐中将 (一条実雅)	室(北条義時女)	女子	①承久3・12・7、②4・1・16、③4・2・9、④4・2・5、⑤12〔2・12〕の四条
									14 藤民部大夫 (二階堂)行盛	室	女子	①承久3・11・2、②3・11・13、③3・11・12・3・12・3、④3・11・23の四条(五)
									15 前奥州 (北条義時)	室	妻	①承久3・12・7、②4・1・16、③4・2・9、④4・2・5、⑤12〔2・12〕の四条
									16 修理亮 (北条)時氏	室 (伊賀朝光女)	男子	①承久3・11・2、②3・11・13、③3・11・12・3・12・3、④3・11・23の四条(五)
辰刻	子刻	巳刻	申刻	寅刻	子刻	○	○	○	六波羅	○	○	未刻
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
①嘉禄3・5 ・23〔5・14〕の一条(一) ○	1・12・4 ・13〔12・12〕の三條(一) ○	①貞応1・11・25、 ②1・12・12、 ③	①貞応1・9・21〔9・21〕の一條(○) ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

17 相模五郎 (北条)時直	女室三浦三郎左衛門尉家連女	男子	①委貞2・5・16〔5・16〕の一条(○)
18 駿河次郎 (三浦)泰村	武州(北条泰時) 御息女	(性別不明・死于胎内)	①委貞3・1・④27〔1・27〕の一条(四)
19 駿河次郎 (三浦)泰村	妻室(北条泰時女) 中宮將軍家御姉	女子	①貞喜2・7・③15〔2・7・26、③2・
20 (後堀河天皇) (九条道家女)	皇子(秀仁) 四条天皇		①貞喜2・7・③15〔2・7・26、③2・
21 相模四郎 (北条)朝直	武州(北条泰時) 藻壁門院尊子	男子	8・4〔7・15〕の二条(△)
22 (後堀河天皇) (中宮(九条道家女) 藻壁門院尊子)	御女	皇子(死体)	○
23 (後堀河天皇) (源頼家女竹御所) (性別不明・誕児死産)	藻壁門院 (絶入崩御)	院御所	○
24 (九条頼経) 遷化	寅刻	卯刻	酉刻
	午刻	申刻	酉一點
			巳刻
○			
27」の二条(△) ①天福2・3・1、②2・7・①27〔7・	①貞永1・9・13〔9・3〕の一条(○) ①天福1・9・18、②1・9・24〔9・	①貞喜3・2・21〔2・12〕の一条(○) ①貞喜3・2・21〔2・12〕の一条(○)	
18」の二条(○)			

32 秋田城介 (安達)義景	33 相州 (北条時頼)	34 相州 (北条時頼)	35 宇都宮経綱 (北条時頼)	36 和泉六郎左衛門尉(天野景村) 37 将軍家 (宗尊親王)	室 室家 (北条重時女)	妻 女子(北条殿) 時宗室堀内
御息所 (近衛兼経女)	姫宮(倫子)	姦婦 (性別不明・ 誕児流産)	姫公	男子(宗政)		
亭 監宗政朝臣	左近大夫将					
辰 刻			寅 刻	戌 刻	午 刻	
△九 11・① 13、 ⑫2・ 11・17 1・9・21 2・ 10・2・ 18・ ⑪2・ 2・ 13、 ⑬2・ 21、 ⑩2・ 10・ ②2・ 18、 ⑪2・ 2・ 8・ 15、 ⑦2・ 8・ ②16、 ⑧2・ 9・ ②	1、 ⑨2・ 9・ ⑬21、 ⑩2・ 10・ ②18、 ⑪2・ 2・ 8・ 15、 ⑦2・ 8・ ②16、 ⑧2・ 9・ ②	①文永 7・ 10、 ④2・ 7・ 28、 ⑤2・ 8・ 5、 ⑥2・ 8・ 15、 ⑦2・ 8・ ②16、 ⑧2・ 9・ ②	①弘長 1・ 7・ ①9 ○前 の一条 △二	①建長 8・ 6・ 27 ○○	①建長 6・ 10・ 6〔 10・ 6〕の 一条 △六	①建長4・ 7・ 28、 ④5・ 3・ 21〔 1・ 28〕の 四条 △六

38 弹正少弼	室左京兆	男子(時兼)	①文永3・3・11〔3・11〕の一条(○)
(北条)業時朝臣 (北条政村)姫君			

〔備考〕表中の()内はすべて稿者による補記。出誕関連諸役欄の○印付記は、最下欄の出誕関連記事所見条中に出誕関連諸役が所見されるもの。その条の数字は年・月・日、○印付記月は閏月、「」内月・日は当該誕児の出誕日、月・日記載の右○印付記小数字は、当該条に所見される具体的固有名をもち、あるいは具体的固有名をもたなくとも、某人物と特定しうる出誕関連諸役人の員数、各所見条下の()内数字は、その全員数を各々示す。

これら諸例のあり方から種々様々な事柄を汲み分けうるが、ここでは、つぎの諸点を指摘しておこう。

（一）誕児の父者・母者の出自記載について

全三八例のうち、父者を明らかにしえないのは、30の一例のみであり、母者を明らかにしえないのは、12 14 29 30 32 34 36の七例である。従って母者を明らかにしえない事例の方が父者を明らかにしえない事例よりも遙かに多いこと。これは当然のことながら、所生子女の出自に関する、母系よりも父系を重視する意識に基づいていることを明示するものである。ところで、誕児の父者・母者双方の出自を検討してみると、まず、父者・母者双方の出自について、これを氏族別事例数の卓越する順次に随つて列挙すると、およそつきのようになる。

〈父者の出自〉

- 1、北条氏……8 9 12 15 16 17 21 28 31 33 34 38の一例
- 2、藤原氏……3 6 11 13 24 25 26の七例
- 3、皇族……10 20 22 23 27 37の六例

4、源氏……1247の四例

三浦氏……1819の二例

安達氏……2932の一例

比企氏……5の一例

二階堂氏……14の一例

宇都宮氏……35の一例

天野氏……36の一例

の八例

6、不明……30の一例

〈母者の出自〉

1、北条氏……17111318192131333538の一例

2、藤原氏……21020222325262737の九例

3、源氏……3624の三例

伊賀氏……915の二例

伊佐氏……8の一例

4、其他氏族

安達氏……16の一例

三浦氏……17の一例

の五例

5、不明……451214282930323436の一〇例

〈父者・母者双方全体の出自〉

1、北条氏………17 8 9 11 12 13 15 16 17 18 19 21 21 28 31 31 33 33 34 35 38の二三例（約二〇・三%）

〈全事例数七六に占める〉

2、藤原氏………2 3 6 10 11 13 20 22 23 24 25 25 26 26 27 37の一六例（約一一・一%）

3、源氏………1 2 3 4 6 7 24の七例（約九・二%）

4、皇族………10 20 22 23 27 37の六例（約七・九%）

5、其他氏族……5 8 9 14 15 16 17 18 19 29 32 35 36の一二三例（約一七・一%）

6、不明………4 5 12 14 28 29 30 30 32 34 36の一例（約一四・五%）

これにより、誕児の父者・母者双方の出自を氏族別にみた場合、前者については、北条氏が一二例で最も多く、以下

に藤原氏（七例）→皇族（六例）→源氏（四例）→其他氏族（三浦・安達両氏の各一例が最も多く、比企）の順につづくこと。

後者については、北条氏が一一例で最も多く、以下に藤原氏（九例）→源氏（三例）→其他氏族（伊賀氏の一例が最も多く、伊佐氏以下の三氏が各一例ずつ）の順につづき、ここには皇族が全くみられないこと。そしてそれら父者・母者双方の出自を全体的にみ

るならば、北条氏が全体の約三分の一弱（約三〇・三%）を占めていて最も多く、これにつぐのが藤原氏（約一一・一%）

であり、以下に源氏（約九・一%）→皇族（約七・九%）→其他氏族（この中では三浦・安達両氏）の順になること。従つて誕児の父者・母者双方の出自記載に関して、諸多の氏族中、北条氏のそれが最も卓越していることを明らかにし

うる。こうした北条氏の出誕記事のあり方に対しても、同氏はもとよりのこと、藤原・源両氏よりもさらに記載事例数の少ない皇族のそれについて、ここに少しく述べておこう。

同書が叙述対象範囲とする治承四（一一八〇）年から文永三（一一六六）年までの八七年間に果たして如何ほどの皇（王）子女が出誕されたかは、もとよりその正確な員数を明らかにしえないが、これをいま試みに「史料綜覧」によつて窺いみるだけでも、左記のじとく四九名を挙示しうる（所載条は、是歳（月）条をのぞけば、ほぼそのまま当該人物の出誕年・月・日

〔条とみなしてもよい。○印付記月は閏月を示す。これは、以下の列挙記載に

おいても同様である。）。

人名

- 1、高倉上皇皇子尊成
- 2、後白河法皇皇女觀子
- 3、後鳥羽天皇皇女昇子
- 4、後鳥羽天皇皇子為仁
- 5、後鳥羽天皇皇子長仁
- 6、後鳥羽天皇皇子守成
- 7、守貞親王王女利子
- 8、後鳥羽上皇皇子覺仁
- 9、後鳥羽上皇皇子雅成
- 10、後鳥羽上皇女礼子
- 11、守貞親王王女能子
- 12、後鳥羽上皇皇子寬成
- 13、後鳥羽上皇皇子朝仁
- 14、後鳥羽上皇皇女潔子
- 15、守貞親王王子道深法親王
- 16、後鳥羽上皇皇子尊円

							治承	所載条
承元	建永	1是歲條					4・7・14条	
							1・10・5条	
							6・8・13条	
							6・11・1条	
							7・10・16条	
							8・9・10条	
							8是歲條	
							9是歲條	
							2・9・11条	
							2是歲條	
							1・4・2条	
							1・7是月條	
							2・2・16条	
							1・9・4条	

17、	守貞親王王子茂仁親王	建曆	2・2・18
18、	順德天皇皇子尊覺	建保	2・7是月条
19、	土御門上皇皇子仁助	建保	3是歲条
20、	順德天皇皇女穂子	建保	4是歲条
21、	順德天皇皇子	建保	5・2・30条
22、	順德天皇皇女諦子	建保	5・3・22条
23、	土御門上皇皇子尊助	建保	5是歲条
24、	順德天皇皇子懷成	建保	6・10・10条
25、	雅成親王王子澄覺法親王	承久	1是歲条
26、	土御門上皇皇子邦仁	承久	2・2・26条
27、	後堀河天皇皇子秀仁	寬喜	3・9・29条
28、	後堀河天皇皇女暉子	貞永	1・9・3条
29、	後堀河天皇皇女暉子	寬喜	3・2・12条
30、	九条廢帝皇女義子	文曆	1是歲条
31、	後嵯峨天皇皇子宗尊	仁治	3・11・22条
32、	後嵯峨天皇皇子久仁	寛元	1・6・10条
33、	後嵯峨天皇皇子（即日薨去）	寛元	1・11・21条
34、	後嵯峨上皇皇子性助法親王	宝治	1・7・23条

35、後嵯峨上皇皇女綜子	宝治 1・10・9条
36、後嵯峨上皇皇子恒仁	建長 1・5・27条
37、後嵯峨上皇皇女愷子	建長 1是歲條
38、後嵯峨上皇皇子雅尊	建長 6・⑤・28条
39、後嵯峨上皇皇子貞良	康元 1・4・10条
40、後嵯峨上皇皇女悅子	正元 1是歲條
41、龜山天皇皇女	文応 1・2・29条
42、龜山天皇皇女	弘長 2・6・2条
43、龜山天皇皇女	弘長 2・11・8条
44、後嵯峨上皇皇女懌子	弘長 2是歲條
45、宗尊親王王子惟康	文永 1・4・29条
46、後深草上皇皇子熙仁	文永 2・4・23条
47、龜山天皇皇子知仁	文永 2・7・11条
48、宗尊親王王女倫子	文永 2・9・21条
49、龜山天皇皇女貴子	文永 2・11・14条

これら諸人物の各出誕の事蹟について、「吾妻鏡」には、24の皇子懷成（九条廢帝）、27の皇子秀仁（四条天皇）、29の皇女暉子、32の皇子久仁（後深草天皇）、48の王女倫子の五名（これら五名のうち、三名までが皇位繼承者。）のみを記載するにすぎない。ところで、前述の八七年間に洪緒を承纂された方は、つぎの一〇名を数える。

〈皇位繼承者〉

〈当該天皇の出誕日〉

後鳥羽天皇

治承四年七月一四日

土御門天皇

建久六年一月一日

順徳天皇

建久八年九月一〇日

○九条廢帝（仲恭天皇）

建保六年一〇月一〇日

後堀河天皇

建暦二年一月一八日

○四条天皇

寛喜三年一月一二日

後嵯峨天皇

承久二年一月二六日

○後深草天皇

寛元元年六月一〇日

亀山天皇

建長元年五月二七日

伏見天皇

文永二年四月一三日

むろん前記『史料綜覽』には、これら一〇名すべての出誕記事が載録されている。ところが『吾妻鏡』には、そのうち〇印付加の二名しか載録されていないこと既述の通りである。これを如何ように判釈したらよいであろうか。後世の編纂物たる『吾妻鏡』のそうした記載のあり様は、たとえ同書の現行本が順徳・亀山両天皇の出誕された建久八年（前者の場合）と建長元年（後者の場合）との両年次の記事を全く闕逸しているといった事情を介意するにしても、編年史書としては、やはり不備・不十分なものとの評言を免れぬであろう。そしてこうしたことを最も端的に説表するのが、下記のごとき諸事例であろう。すなわち、諸多の皇（王）子女の中から、敢えて同書に載録されねばならなかつた程の、これといった格別な必要性ないし理由を見い出せないにもかかわらず、同書に載録されているのが、29の皇女暲子の出誕記事であり、また、

それとは逆のケースとして、同書に載録されて然るべき十分な必要性ないし理由を見い出せるにもかかわらず、同書に載録されていないのが、26の皇子邦仁と45の王子惟康の出誕記事である。何となれば、26の皇子邦仁は、後の後嵯峨天皇であり、將軍家宗尊親王の実父に外ならず、また、45の王子惟康は、その宗尊親王の嫡長子にして、実父宗尊親王の後を襲うて將軍家となつた人物だからである。もつとも、これら両者のうち、後者の王子惟康の事例は、その出誕年たる文永元年の記事が同書の現行本には全く亡佚しているので、ここでは一応除外しておき、残る一方の前者、すなわち皇子邦仁の事例のみを挙げるにとどめておこう。こうしてみると、同書所載の皇（王）子女の出誕記事は、必ずしも確然とした載録基準に拠っているものとは考え難く、そこには、かなりの不備・不十分さが認められるのは否めない。これは、同書の皇族に関わる記述、中に就き、皇（王）子女の出誕記述については、それが、冷淡とはいえぬまでも、さほど細心の意を用いて為されているとはいえぬよう思う。

□、誕児の性別記載について

先記三八例の誕児を性別の上からみてみると、男児が二三例、女児が九例、性別不明が六例という具合である。このうち男児は、「皇子」（10 20 23 27の四例）、「若君」（26 31の一例）、「若公」（2の一例）の七例以外の一六例がすべて「男子」と表記されている。これに対して女児は、「皇女」（22の一例）、「姫君」（25の一例）、「姫公」（34の一例）、「姫宮」（37の一例）の四例を除く五例がすべて「女子」である。これにより、天皇の所生子女たる「皇子」「皇女」以外は、たとえ源家將軍家であれ、紳縉貴族であれ、北条その他諸氏であれ、すべて等しく並みに「男子」「女子」と表記されている事例の多いことを知りうるが、ここに一顧されねばならぬのは、男児の出誕について、①貞曉（2）を「若公」、②將軍家頼嗣（26）と北条時宗（31）とともに「若君」と表記していること。そして女児の出誕について、⑧皇族將軍家宗尊親王王女（倫子）（37）が「姫宮」、摂政近衛兼経子女（25）が「姫君」、北条時頼子女（34）が「姫公」と各々表記されており、

これらの中、とくに北条氏の子女が「姫公」と表記されていることである。まず、①について、その所生母たる常陸介藤原時長子女が「殿中に祇候する間」、頼朝と密通し、「縛露顕するによつて御台所御厭ひの思ひ甚し」かつたが故に、その御産の儀も「毎事省略」されたものであつたというよう、貞曉の出誕の場合、彼と異母兄弟の間柄にある頼家や実朝のそれとは大いに異なるものであつたとされている。それにしても、その誕児の父者は外ならぬ一品頼朝である。そこで当該記事の筆録者は、その出誕が決して周囲の多くの人々から大いに祝福されたものではなかつただけに、なおさらのこと、件の出誕に同情と敬意の念をこめて、誕児を記すに、单なる「男子」ではなく、「若公」の語辞を用いるに至つたかと考えられなくもない。また、②については、將軍家頼嗣（26）と北条時宗（31）がともに「若君」と表記されていることからみて、表記の意識面においては、それら両者が同等にみられていたことを窺知せしめよう。そしてこれら男児の出誕についての①②に関する事柄と、女兒の出誕について先記した③に関する事柄とをさらに補うべく、上來の出誕記事をも包含する諸記事に所見される男児の表記「若君」「若公」「若宮」や、女兒の表記「姫君」「姫公」「姫宮」やが、各々如何なる人物に宛て用いられているかの調査結果をば、性別・氏別・人別に各々分類整理して、分かり易くまとめて示すと、およそつきのようになる。

〈男児の表記〉

人物	内訳
藤原氏	一二八例……「若君」一二四例（約九六・九%）「若公」三例（約二・二%）「若宮」一例（約〇・八%）
〈九条〉	将軍家頼経 六三例……「若君」六一例 「若公」二例
〈九条〉	将軍家頼嗣 三六例……「若君」三六例
〈九条〉	将軍家頼嗣舍弟乙若 一二例……「若君」一二例
〈九条〉	道家子息福王 六例……「若君」五例 「若宮」一例

〈西園寺〉 実氏子息道勝 一例……「若公」一例

〈近衛〉 兼経子息基平 一例……「若君」一例

源氏 八五例……「若公」五八例（約六八%）「若君」二五例（約三〇%）「若宮」二例（約一%）

將軍家頼家 五一例……「若公」四一例 「若君」一〇例

將軍家実朝 一三例……「若公」七例 「若君」六例

將軍家頼朝子息貞曉 七例……「若公」七例

將軍家頼家子息善哉 六例……「若君」三例 「若宮」二例 「若公」一例

將軍家頼家子息一幡 六例……「若君」五例 「若公」一例

將軍家頼家子息〈尾張中務丞養君〉 一例……「若君」一例

將軍家頼家子息栄実 一例……「若公」一例

北条氏 一七例……「若公」一四例（約八一%）「若君」三例（約一八%）

時頼子息時宗 七例……「若公」五例 「若君」二例

義時子息泰時 三例……「若公」三例

時氏子息經時 二例……「若公」二例

義時子息宗政 二例……「若公」二例

義時子息政村 一例……「若公」一例

時頼子息時利 一例……「若君」一例

時頼子息某 一例……「若公」一例

人物
内訳

人物
内訳

皇族 一〇例……「若宮」一〇例 (100%)

人物 内訳	將軍家宗尊親王王子惟康 七例……「若宮」七例
	高倉天皇皇子守貞親王 二例……「若宮」二例

以仁王子某 一例……「若宮」一例

〈女児の表記〉

源氏 四八例……「姫君」三六例 (75%) 「姫公」一二例 (25%)

将軍家頼朝子女大姫 三〇例……「姫君」一九例 「姫公」一一例

将軍家頼朝子女乙姫 一三例……「姫君」一三例

将軍家頼家子女竹御所 二例……「姫君」二例

義仲妹某 一例……「姫公」一例

竹御所養女某 一例……「姫君」一例

綾小路師季子女某 一例……「姫君」一例

北条氏 九例……「姫公」五例 (約五六%) 「姫君」四例 (約四四%)

時頼子女某 三例……「姫君」二例 「姫公」一例

政村子女某 三例……「姫君」二例 「姫公」一例

義時孫女富士姫 一例……「姫君」一例 「姫公」一例

泰時子女某 一例……「姫公」一例

時氏子女檜皮姫 一例……「姫公」一例

人物
内訳

人物
内訳

藤原氏 九例……「姫君」八例（約八九%）「姫公」一例（約一一%）

（一）能保子女某 五例……「姫君」四例 「姫公」一例

人物
内訳
（九条）道家子女（伶子と某）二例……「姫君」二例

（近衛）兼経子女某 一例……「姫君」一例

（近衛）兼経子女宰子 一例……「姫君」一例

皇族 六例……「姫宮」六例（一〇〇%）

人物
内訳
宗尊親王王女倫子 五例……「姫宮」五例

内訳
九条院官女某子女某 一例……「姫宮」一例

これら諸事例のあり方から、（一）、男児に「若君」「若公」両表記が、女児に「姫君」「姫公」両表記が各々使用されているのは、諸多の氏族中、藤原・源・北条の三氏族の場合に限られていること。〔二〕、男児の「若君」「若公」両表記に占める前者の使用比率が最も高いのは、藤原氏（約九七%）であり、以下、源氏（約三〇%）→北条氏（約一八%）の順につづいていること。この藤原氏の高率を、より多くの事例を以て示すのが、將軍家の頼経や頼嗣、あるいはその頼嗣の舍弟乙若などの場合である。（三）これは当然のことながら、それら「若君」「若公」両表記に占める後者の比率が最も高いのは、北条氏（約八一%）であり、以下、源氏（約六八%）→藤原氏（約一%）の順につづいていることになる。（四）、一方、女子の「姫君」「姫公」両表記に占める前者の使用比率が最も高いのは、藤原氏（約八九%）であり、以下、源氏（七五%）→北条氏（約四四%）の順につづいていること。この藤原氏の高率を、より多くの事例を以て示すのが、一条能保子女の場合である。（五）、これは当然のことながら、それら「姫君」「姫公」両表記に占める後者の使用比率が最も高いのは、北条氏（約五六%）であり、以下、源氏（一二五%）→藤原氏（約一一%）の順につづいていることになる。（六）、

上述の①～⑤に指摘したことより、「男児」「女兒」両表記のあり様からは、共通して藤原氏→源氏→北条氏、あるいは北条氏→源氏→藤原氏という用字意識上の等差、ないしは順次づけを汲み分けうるが、これは、北条氏が藤原・源両氏以外の諸多の氏族よりも、一層それら藤原・源両氏に近い存在、ないしはほぼ等し並みの存在とする意識を基調としていることを思量せしめること。⑦、とはいえ、それはあくまでも、北条氏が藤原・源両氏以上の存在としてではなく、北条氏がそれら藤原・源両氏に準ずる存在として位置づけられていることを示すものであろう。⑧、そして、こうした北条氏にあっても、時宗と時利のみに「若君」の表記がみられ、しかも、その時宗に該表記が二例認められるのは、注意されてよいことであろう。⑨、上に触れた藤原・源・北条の三氏以外の存在としての皇族にあっては、男児が「若宮」、女児が「姫宮」で各々すべて統一表記されていること。⑩、これら「若宮」「姫宮」両表記が皇族以外の諸氏族に宛て用いられている事例としては、「若宮」が、九条道家子息福王に一例、源頼家子息善哉に一例、の計三例認められるのみであり、「姫宮」が皇族以外の諸氏族に宛て用いられている事例は全く認められないこと。

なお、先掲表一にみる六例の性別不明者の中、30の一例を除く五例にあっては、母者（6, 24の一例）が、あるいは誕児（18, 24, 35, 36の四例）が、さりにあるいは母者・誕児双方（24の一例）が、ともに難産による死産・流産ということでお逝去するに至っている事例である。このほかに、誕児の性別が判明していく、難産による母者・誕児（男児）双方のお逝去が一例（23）、やはり難産による誕児（女児）の流産が一例（25）認められる。

（三）出誕関連記事の所見条数について

如何なる人物の出誕に関わる記事がより多く載録されているか、これを該記事の所見条数の点から検討してみると、北条時宗の十五条を首位にして、將軍家源頼家の二十三条が二位、將軍家源実朝と宗尊親王王女倫子の各一二条が三位、將軍家九条頼嗣の八条が四位、北条義時子女、一条実雅子女（生母は北条義時子女）、北条時頼子息宗政の各四条が五位、

北条義時子息（時尚^カ）、三浦泰村子女（生母は北条泰時子女）が各二条で六位とつづき、以下、七位に位置する一条が五例あり、八位に位置する一条が二三例ある。この最下位に位置する八位の一条の一三例は、全二八例の約六一%を占めている。このようにランク付けされた事例の内容を注視すると、一位～四位に位置する四名の誕児は、すべて将軍家ないし将軍家子女（倫子）であり、五位・六位に位置する五名の誕児は、すべて将軍家子女（倫子）であり、五位・六位に位置する五名の誕児は、北条氏の子息子女ないしその誕児の生母が北条氏の子女の場合である。こうした五位・六位や、その上位たる一位～四位よりも、さらに上位の首座に位置する誕児が北条時宗なのである。つまり、北条時宗の出誕関連記事は、将軍家やその子女の該記事よりも、所見条数の点で上廻っているのである。これを以て如何に北条時宗の出誕関連記事が多くの所見条数を有しているかをよく理会しうるのである。

四、出誕関連諸役人の員数記載について

出誕関連記事に所見される具体的固有名をもち、あるいは具体的固有名をもたなくとも、これを某人物と特定しうる出誕関連諸役人の員数をば、各誕児の場合ごとに調査検討してみると、将軍家源実朝が五一人で首位を占め、以下、将軍家源頼家が五一人で僅少差ながら二位、宗尊親王^{王女}倫子が三九人で三位、北条時宗が二四人で四位、将軍家九条頼嗣が二二人で五位、北条時尚^カが一三人で六位、一条実雅子女（生母は北条義時子女）が二二人で七位、北条時頼子女、北条宗政の両者がともに六人で八位、北条義時子女が五人で九位、三浦泰村所生子（性別不明で生母は北条泰時子女）が四人で一〇位、北条有時、一条実顕^カ（生母は北条義時子女）、三浦泰村子女（生母は北条泰時子女）の三名がともに三人で一一位（四名の一人で一位以下は省略）となっている。このように一位より一位までに位置する誕児が如何なる人物かを検討してみると、首位から五位までの上位グループに属する誕児は、将軍家ないし将軍家の子女（宗尊親王^{王女}倫子）を主とする者の場合であり、六位から一位までの下位グループに属する誕児は、北条氏の子息子女か、もしくは北条氏の子女を生母とする者の場

合に限られていることが知られる。

一体に、こうした記載のあり様は、歴代将軍家に関する諸事蹟を中心に、ほぼ年月の経過順に随つて叙述が進められている同書の記載体例からすれば、極めて自然な姿とさえいえよう。誕児の出誕関連記事に所見される出誕関連諸役人の員数の卓越順次をば、全体的に眺めてみた時には、確かに将軍家ないし将軍家の子女の場合が首位を占め、北条氏の子息子女、もしくは北条氏の子女を生母とする場合がそれに次ぐ存在であるが、なお仔細にみると、そうした北条氏の中にあっても、ひとり時宗のみが将軍家九条頼嗣よりも上位にあることを認めうる。これは、同書の編纂者が北条時宗の出誕関連事項についての記述を量的に豊かなものとし、また、質的に精細なものならしめるべく努めていることを肯定せしめるに足る有用な一徴証として、取り分け留意されてよいことであろう。

これまで述べ來たったように、出誕関連記事所見条数においては、北条時宗の方が、将軍家ないし将軍家の子女よりも上廻るもの、当該記事に所見される出誕関連諸役人の員数においては、逆に将軍家（但し、歴代將軍中、九条頼^註）ないし将軍家の子女の方が、北条時宗よりも凌駕しているという記述内容のあり様は、将軍家の存在意義を介意するならば、その内容が、ほぼ史実を反映する信憑性の高いものであることを語り示すとともに、同書の編纂者が北条時宗の出誕に關わる諸事蹟について、これをより詳密精細に叙述することに努めていることを窺知せしめるのである。

なお、この北条時宗の出誕記事には、同書に登場する諸多の僧侶中、一一九条という桁外れの最多所見条数をもつとともに、幕府中枢に深く関わり、他の追随を許さぬ程の多くの「法驗」を発現したとされる、いわゆる政僧隆弁註が大きく関与しており、先掲史料⑩の傍波線部分の記述にある如く、この隆弁が、やがて出誕するであろう新誕児の出誕日時と性別をば、夢中で白髪老人から告知されることで、物の見事に予言的中させたといった法驗と奇特が特筆大書されていて、これが件の記事をして数多ある出誕記事の中にもあっても、殊のほか印象深く精彩あるものならしめているといえ

るのである。

(五) 誕児の出誕刻限並びに産所の記載について

誕児の出誕刻限ないしそれに準ずる頃おいを示す記載は二六例にみられ、これは全三八例の約六八%に相当する。また、具体的な出誕場所、すなわち産所について記載するのは一一例あり、これは全三八例の約二九%に相当する。従つて産所を記載する事例数（一一例）は、出誕刻限ないしそれに準ずる頃おいを示す記載事例数（二六例）の半分以下ということになる。そしてこの産所の記載がみられるのは、誕児が將軍家源頼家、源頼朝子息貞暁、將軍家源実朝、北条有时、北条義時子女、北条時頼、後堀河天皇皇子（但し死産。）、將軍家九条頼經所生子（性別不明にして死産。）、將軍家九条頼嗣、北条時宗、將軍家宗尊親王王女倫子の一一名の事例においてである。これを整理すれば、皇族が二名（將軍家宗尊親王王女倫子を含む。）、將軍家もしくは將軍家の子息子女が六名（上記倫子を含む。）、北条氏の子息子女が四名ということになって、皇族、將軍家もしくは將軍家の子息子女、それに北条氏の子息子女の場合に限られていることが分かる。そして、この北条氏の子息の中に時宗が含まれていることを注意しておきたい。

ところで、同書には、嫁娶なる為事が執行されたこと、あるいはその為事を執行することが取り決められ、やがてそれが履行されたとみられることを主内容とする、いわゆる嫁娶記事が、

夫　　者	妻　　者	所　見　条
1、足利義兼	北条時政子女	治承5・2・1条
2、加々美長清	平広常子女	治承5・2・1条
3、帥 六郎	新田義重子女	寿永1・7・14条
4、源 義経	河越重頼子女	元暦1・9・14条

5、九条良経	一条能保子女
6、北条義時	比企朝宗子女
7、北条泰時	三浦義村子女
8、源 実朝	坊門信清子女
9、源 通行	綾小路師季子女
10、一条実雅	北条義時子女
11、九条頼経	源頼家子女竹御所
12、北条時頼	毛利季光子女
13、九条頼嗣	北条時氏子女檜皮姫
14、北条長時	北条時盛子女
15、北条時利	小山長村子女
16、宗尊親王	近衛兼経子女宰子
17、北条時宗	安達義景子女堀内殿
18、北条宗政	北条政村子女

建久2・6・9条
建久3・9・25条
建仁2・8・23条
元久1・8・4条
元久1・12・10条
建保6・2・4条
承久1・10・20条
寛喜2・12・9条
延応1・11・2条
寛元3・5・23条
宝治1・3・27条
正嘉2・4・25条
正元2・3・21条
弘長1・4・23条
文永2・7・16条

と一八例ほど登載されているが、この一八例、すなわち一八組もの各夫妻双方の中にはあって、先に触れたいわゆる出誕

記事所見の出誕児と合致し、しかも、夫妻関係にあつたことが確認される人物は、北条時宗とその室家堀内殿（安達義景子女にして）のみに限られているのである。これは、たとえ同書の現行本が完本ではなく、その起筆年たる治承四（一一八〇）年より擲筆年たる文永三（一一六六）年までの八七年間のうち、寿永二（一一八三）年、建久七（一一九六）年、建久八（一一九七）年、建久九（一一九八）年、仁治三（一二四二）年、建長元（一二四九）年、建長七（一一五五）年、正元元（一二五九）年、弘長二（一二六一）年、文永元（一二六四）年の都合九年間（全八七年間の約一割）の記事が闕逸していることを念慮したとしても、自余の七八年間（全八七年間の約九割）という全体の大部を占める記事が伝存していることより判じて、同書の編纂者が北条時宗・安達義景子女堀内殿両者各々の出誕と嫁娶に、重く深い意義を認めて、これらの事蹟に関して殊のほか意を用いて、その記述を試みていることを明示する証跡として、大いに刮目されてよいことであろう。

一、「吾妻鏡」所見の「御」字の用法

一体に「吾妻鏡」において尊敬・敬意・丁寧の意を表わし示す「御」字が如何なる人物に使用されているかを一涉り調査してみると、一九一名・一九一例（同一條に、同一人物が複数例所見される場合でも、これを一例と数える。）を検出しうる。いま、その全例を登場順に随つて掲記すると、つぎのようになる。

「御」字使用者 番号

- 1、上皇（後白河天皇皇子高倉上皇）
- 2、若宮（後白河天皇皇子以仁王子息）
- 3、高倉宮（後白河天皇皇子以仁王）

所 在 条	
	治承 4・4・27条
	" 4・5・16条
	" 4・5・19条

- 4、武衛（源義朝子息賴朝）
- 5、北条（時家子息時政）
- 6、左典厩（源為義子息義朝）
- 7、予州禪門（源賴信子息賴義）
- 8、廷尉禪門（源義親子息為義）
- 9、後冷泉院（後朱雀天皇皇子）
- 10、故中宮大夫進（源義朝子息朝長）
- 11、奥州九郎（源義朝子息義經）
- 12、白河院（後三条天皇皇子）
- 13、武衛（源賴朝）生母（藤原季範子女）
- 14、村山七郎源賴直
- 15、姫君（源賴朝子女大姫）
- 16、源義重子女（源義朝子息義平室家、帥六郎室家）
- 17、後三条院（後朱雀天皇皇子）
- 18、輔仁親王（後三条天皇皇子）
- 19、陸奥守源朝臣義家（源賴義子息）
- 20、中納言法眼円暁（輔仁親王孫）
- 21、御台所（源賴朝室家北条政子）

寿永																		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
1	1	1	1	1	1	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
10	9	9	9	9	9	7	5	3	10	10	10	9	9	9	8	7	6	6
条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条
17	20	20	20	20	20	14	12	11	18	18	18	11	11	11	9	7	6	22
条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条

- | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 22、若公（源賴朝子息賴家） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23、桓武天皇（光仁天皇皇子） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24、朱雀院（醍醐天皇皇子） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25、木曾殿（源義賢子息義仲） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26、大師（佐伯田公子息真魚（弘法）） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 27、三州（源義朝子息範頼） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28、左馬頭義仲妹公（源義賢子女宮菊） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 29、建礼門院（平清盛子女德子（高倉天皇中宮）） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30、若宮（高倉天皇皇子守貞（後高倉院）） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 31、崇神天皇（開化天皇皇子） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32、後朱雀院（一條天皇皇子） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 33、崇德院（鳥羽天皇皇子） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 34、左兵衛佐局（源賴朝親類） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 35、成務天皇（景明天皇皇子） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 36、用明天皇（欽明天皇皇子） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 37、孝謙天皇（聖武天皇皇子） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38、醍醐天皇（宇多天皇皇子） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 39、冷泉天皇（村上天皇皇子） | | | | | | | | | | | | | | | |

													元曆			
2 • 6 • 21 条	2 • 6 • 21 条	2 • 6 • 21 条	2 • 6 • 21 条	2 • 5 • 1 条	2 • 4 • 29 条	2 • 3 • 24 条	2 • 3 • 24 条	2 • 3 • 24 条	2 • 3 • 24 条	2 • 3 • 24 条	2 • 3 • 24 条	2 • 2 • 29 条	1 • 7 • 2 条	3 • 2 • 21 条	3 • 1 • 10 条	1 • 10 • 17 条

40、	一条天皇（円融天皇皇子）	文治	"	2	6	21条	
41、	法皇（鳥羽天皇皇子後白河法皇）			1	•	10	19条
42、	左典厩（藤原通重子息能保）室家（源賴朝妹）			1	•	10	24条
43、	左典厩（藤原通重子息一条能保）			1	•	11	15条
44、	大織冠（中臣御食子子息藤原鎌足）			1	•	11	22条
45、	右府（藤原忠通子息九条兼実）			1	•	12	7条
46、	上西門院（鳥羽天皇女統子）			2	•	3	条
47、	左府（藤原經実子息經宗）			2	•	1	17条
48、	左典厩（一条能保）男女子息			2	•	2	1条
49、	二品若公（源賴朝子息貞暉）			2	•	1	3条
50、	常陸介藤時長女（源賴朝子息貞暉生母）			2	•	2	26条
51、	当摂政殿（近衛基実子息基通）			2	•	2	27条
52、	帥中納言（藤原光房子息經房）			2	•	2	26条
53、	知足院殿（藤原師通子息忠実）			2	•	2	27条
54、	高陽院（藤原忠実子女泰子）			2	•	4	24条
55、	陸奥守秀衡入道（藤原基衡子息）			2	•	4	20条
56、	仁和寺宮（後白河天皇皇子守覺法親王）			2	•	4	24条
57、	御台所（北条政子）祖母（伴兼房子女）			2	•	5	条
" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	"
4 • 4 • 23条	2 • 11 • 5条	2 • 4 • 24条	2 • 4 • 20条	2 • 4 • 24条	2 • 3 • 24条	2 • 2 • 27条	2 • 2 • 26条

58、	鳥羽院（堀河天皇子）	"	"	5 • 9 • 10 条
59、	源義兼（源義康子息）	"	"	6 • 2 • 11 条
60、	右府（藤原忠雅子息兼雅）	"	"	1 • 12 • 1 条
61、	主上（高倉天皇皇子尊成（後鳥羽天皇））	"	"	1 • 12 • 1 条
62、	中宮（九条兼実子女任子（後鳥羽天皇中宮））	"	"	1 • 12 • 1 条
63、	左幕下（九条兼実子息良経）	"	"	2 • 7 • 11 条
64、	殷富門院（後白河天皇女亮子内親王）	"	"	2 • 12 • 24 条
65、	金剛殿（北条義時子息泰時）	"	"	3 • 5 • 26 条
66、	男子（源頼朝子息実朝）	"	"	3 • 8 • 9 条
67、	江間殿（北条時政子息義時）	"	"	3 • 9 • 25 条
68、	男女御息（源頼朝子息子女（頼家・実朝・大姫・乙姫））	"	"	3 • 9 • 25 条
69、	七条院（坊門信隆子女殖子（高倉天皇典侍））	"	"	6 • 2 • 14 条
70、	聖武天皇（文武天皇子）	"	"	6 • 3 • 9 条
71、	尼丹後二品（法印澄雲子女高階栄子（後白河天皇妃））	"	"	6 • 3 • 12 条
72、	故將軍姫君（源頼朝子女三幡）	"	"	6 • 3 • 9 条
73、	比企能員（源頼家外祖）	"	"	3 • 3 • 5 条
74、	京極大閣（藤原頼通子息師実）	"	"	3 • 8 • 27 条
75、	牧方（北条時政室家）	"	"	1 • 9 • 15 条

元久	建仁	建久
1 • 11 • 13 条	1 • 9 • 15 条	1 • 11 • 30 条
1 • 11 • 13 条	1 • 9 • 15 条	1 • 11 • 30 条
1 • 11 • 13 条	1 • 9 • 15 条	1 • 11 • 30 条

76、御台所（坊門信清子女〈源実朝室家〉）	"	1・11・13条
77、若君善哉（源頼家子息公暁）	"	1・6・16条
78、相州御息等（北条義時子息〈泰時・朝時・重時・有時等〉）	"	2・4・27条
79、左相国（藤原經宗子息頼実）	"	2・④・25条
80、右大将（徳大寺実定子息公繼）	"	4・3・13条
81、公胤（源憲俊子息）	"	4・3・13条
82、院（御鳥羽）姉坊門院（高倉天皇皇女範子内親王）	"	4・4・19条
83、相州（北条義時）室家（伊賀朝光子女）	"	1・10・22条
84、清和天皇（文徳天皇皇子）	"	2・10・11条
85、三善康信（三善康光子息）	"	2・10・11条
86、主上（後鳥羽天皇皇子守成〈順徳天皇〉）	"	3・3・6条
87、天武天皇（舒明天皇皇子）	"	2・4・23条
88、鎮守府將軍（源）義家子女	"	2・5・7条
89、故金吾將軍家（源頼家）子息禪師（栄実）	"	2・11・25条
90、仁和寺御室（後白河天皇皇子道法法親王）	"	2・12・2条
91、坊門内府（坊門信隆子息信清）	"	3・1・20条
92、故金吾將軍家（源頼家）姫君（九条將軍頼經室家竹御所）	"	4・3・5条
93、三条中納言実宣室（北条義時妹）	"	4・3・30条

			建保				建永		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
4	4	3	2	2	2	2	1	1	1
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
3	3	3	12	11	5	4	6	6	11
•	•	•	2	2	2	2	3	3	13
30	30	30	条	条	条	条	条	条	条

94、安德天皇外祖母	(平時信子女時子)	〈平清盛室家〉)	"	"	"	"	"	6 • 4 • 29条
95、知足院殿母儀	(藤原俊家子女全子)	〈藤原師通室家、						6 • 4 • 29条
96、中宮	(九条良經子女東一條院立子)	〈順德天皇中宮〉)	"	"	"	"	6 • 10 • 19条	
97、坊門亞相	(坊門信清子息忠信)	"	"	"	"	"	7 • 1 • 24条	
98、若君	(九条道家子息將軍家頼経)	"	"	"	"	"	3 • 5 • 21条	
99、土御門院	(後鳥羽天皇皇子)	"	"	"	"	"	3 • 5 • 21条	
100、六条宮	(後鳥羽天皇皇子雅成親王)	"	"	"	"	"	3 • 5 • 21条	
101、冷泉宮	(後鳥羽天皇皇子頼仁親王)	"	"	"	"	"	3 • 5 • 21条	
102、主上	(順徳天皇皇子懷成、仲恭天皇)	"	"	"	"	"	3 • 5 • 21条	
103、新帝	(後高倉院守貞親王子息茂仁)	〈後堀河天皇妃〉)	"	"	"	"	3 • 6 • 8条	
104、御室	(後鳥羽天皇皇子道助法親王)	"	"	"	"	"	3 • 6 • 8条	
105、修明門院	(藤原範季子女重子)	〈後鳥羽天皇妃〉)	"	"	"	"	3 • 7 • 9条	
106、土御門大納言定通	(土御門通親子息)	"	"	"	"	"	3 • 7 • 11条	
107、四郎主	(北条義時子息政村)	"	"	"	"	"	3 • 7 • 11条	
108、宰相中将	(一条能保子息実雅)	"	"	"	"	"	3 • 7 • 11条	
109、左府	(近衛家実子息家通)	"	"	"	"	"	3 • 7 • 18条	
110、故奥州禪室	(北条義時)	男女子息	(泰時・朝時・重時・一条実雅室)	"	"	"	3 • 8 • 19条	
111、嵯峨天皇	(桓武天皇皇子)	"	"	"	"	"	3 • 8 • 19条	
元仁	"	"	"	"	"	"	3 • 8 • 19条	
2 • 5 • 1条	3 • 9 • 5条	3 • 7 • 23条	3 • 7 • 23条	3 • 7 • 20条	3 • 7 • 20条			

			嘉祿
112、	一条太政大臣家御台所（一条能保子女〈九条良経室家〉）	1・8・27条	
113、	故左府（藤原氏カ）	1・12・9条	
114、	修理亮北方（安達景盛子女松下禅尼〈北条時氏室家〉）	3・5・23条	
115、	太政大臣家御台所（一条能保子女全子〈西園寺公経室家〉）	3・8・13条	
116、	相州（北条時政子息時房）	安貞 1・1・2条	
117、	竹御所（源頼家子女〈九条將軍家頼経室家〉）姫君	2・5・8条	
118、	大相国（近衛基通子息家実）	2・8・5条	
119、	武州（北条泰時）子女（三浦泰村室家）	3・1・27条	
120、	修理亮（北条泰時子息時氏）	2・5・27条	
121、	推古天皇（欽明天皇皇后〈敏達天皇后〉）	2・6・16条	
122、	次男（北条泰時子息時実）	2・6・18条	
123、	將軍家姉（九条道家子女藻壁門院尊子〈後堀河天皇中宮、九条將軍家頼経姉〉）	2・2・21条	
124、	皇子（後堀河天皇皇子秀仁〈四条天皇〉）	3・3・10条	
125、	左府（九条道家子息教実）	3・7・16条	
126、	元正天皇（草壁皇子子女永高）	1・8・10条	貞永
127、	入道相国（西園寺実宗子息公経）	1・6・19条	天福
128、	天神（菅原是善子息道真）	2・3・10条	"
129、	越州（北条義時子息朝時）	2・1・3条	

130	摂錄大殿（九条良経子息道家）	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
131	將軍家（九条頼経）姫君	嘉祐	1	•	4	•	1	条							
132	將軍家（九条頼経）妹姫君（外祖大相國西園寺公経御猶子）		2	•	6	•	11	条							
133	准后（西園寺公経子女掄子（九条道家室家））		2	•	6	•	11	条							
134	近衛左府（近衛家実子息兼経）		3	•	2	•	26	条							
135	鷹司院（近衛家実子女長子（後堀河天皇中宮））		3	•	7	•	29	条							
136	当帝妹一品宮（後堀河天皇女（四条天皇妹暉子内親王））		3	•	8	•	7	条							
137	左京兆（北条泰時）室家（三浦義村子女禪尼（禪阿））		4	•	1	•	20	条							
138	前右府（西園寺公経子息実氏）		4	•	2	•	29	条							
139	將軍家（九条將軍家頼経）舍弟慈源僧正		4	•	4	•	9	条							
140	將軍家（九条將軍家頼経）舍弟福王公		4	•	4	•	10	条							
141	九条殿（九条兼実）子息飯室前大僧正良快		4	•	4	•	25	条							
142	右府（九条道家子息良実）		4	•	5	•	16	条							
143	摂政殿（近衛兼経）弟大納言（兼平）		4	•	7	•	9	条							
144	殿下（近衛兼経）北政所（九条道家子女仁子）		4	•	9	•	18	条							
145	北白河院（持明院基家子女陳子（後高倉院妃、後堀河天皇生母））		4	•	10	•	3	条							
146	二棟御方（樋口親能子女大宮局（九条將軍家頼経室家、將軍家頼嗣生母））		1	•	8	•	8	条							
147	若君（九条將軍家頼経子息頼嗣）		1	•	12	•	13	条							

148、法性寺禪定殿下姫君（九条道家子女伶子）	"	2・3・6条
149、常住院僧正坊（九条良経子息道慶）	仁治	2・1・8条
150、御台所（持明院家行子女（將軍家九条頼経室家））	"	2・1・17条
151、乙若君（將軍家九条頼経子息）	"	4・1・5条
152、武州（北条時氏子息経時）	寛元	2・1・1条
153、武州（北条経時）妹（檜皮姫（將軍家頼嗣室家））	"	3・7・26条
154、左親衛（北条時氏子息時頼）	"	5・1・1条
155、左親衛妹（北条時頼妹（足利泰氏室家））	宝治	1・3・2条
156、相州（北条義時子息重時）	"	2・1・3条
157、宝寿公（北条時頼子息時利）	"	2・7・9条
158、足利左馬頭入道（足利義兼子息義氏）	"	2・⑫・28条
159、相州（北条時頼）室家（北条重時子女）	建長	2・12・18条
160、式乾門院（後高倉院守貞親王子女利子内親王）	"	3・2・1条
161、御台所（將軍家頼嗣室家カ）	"	4・1・5条
162、三歳宮（後嵯峨天皇皇子）	"	4・3・5条
163、十三歳宮（後嵯峨天皇皇子宗尊親王）	"	4・3・5条
164、法親王仁助（土御門天皇皇子）	"	4・3・17条
165、西御方（土御門通親子女）	"	4・4・1条

166	宣陽門院（後白河天皇皇女觀子内親王）	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
167	女房東御方	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
168	相州（北条時頼）兩子息（時宗・宗政力）	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
169	大宮院（西園寺寔氏子女姑子（後嵯峨天皇中宮、後深草・龜山兩天皇生母））	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
170	近衛大殿若君（近衛兼経子息基平）	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
171	当院（土御門天皇皇子邦仁（後嵯峨天皇））	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
172	四宮（後嵯峨天皇皇子雅尊親王）	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
173	相国（近衛兼経）子女	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
174	相州（北条時頼）姫君	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
175	院（後嵯峨院）妹	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
176	相州禪室若公（北条時頼子息時宗）	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
177	承明門院（土御門通親子女在子（後鳥羽天皇妃、土御門天皇生母））	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
178	前武州（北条時房子息朝直）	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
179	執權（北条重時子息長時）	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
180	当帝（後嵯峨天皇皇子久仁（後深草天皇）弟（恒仁（龜山天皇）））	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
181	故岡屋禪定殿下（近衛）兼経子女（後嵯峨天皇皇子宗尊親王室家宰子）	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
182	左大臣法印（九条高実子息嚴惠）	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
183	仙花門院（土御門天皇皇女曇子内親王）姉（諱子内親王）	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

文獻	正元	康元	正嘉	2・2・26条	2・2・26条	1・7・10条	1・9・16条	1・9・16条	1・10・1条	1・10・1条	2・8・19条	2・5条	2・2・5条	1・7・2条	1・7・26条	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
1	1	2	1	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
7	7	8	7	8	8	7	9	9	8	10	8	10	9	10	8	10
26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26

184、最明寺殿公達（北条時頼子息〈時利・時宗・宗政・宗頼〉）	弘長	1・1・4条
185、堀内殿（安達義景子女〈北条時宗室家〉）	文永	2・11・17条
186、太政法印澄圓（九条道家子息）	文永	3・10・25条
187、若宮（將軍家宗尊親王子息惟康親王）	文永	2・11・17条
188、姫宮（將軍家宗尊親王子女倫子女王）	文永	2・11・17条
189、光仁天皇（施基皇子子息）	文永	3・2・1条
190、彈正少弼（北条）業時朝臣室家（北条政村子女）	文永	3・3・11条
191、淳和天皇（桓武天皇皇子）	文永	3・3・29条
右記一九一名・一九一例の人物を氏族別に整理して、その氏族別事例数の卓越する順次に随つて列記すると、		
。藤原氏・・・13 143 44 45 47 48 50 51 52 53 54 55 60 62 63 69 74 76 79 80 91 95 96 97 98 105 108 109 112 115 118 123 125 127 130 131 132 133 134 135 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149		
。皇族・・・12 3 9 12 17 18 20 23 24 30 31 32 33 35 36 37 38 39 40 41 46 56 58 61 64 70 82 84 86 87 90 99 100 101 102 103 104 111 121 124 126 136 160 162 163 164 166 171 172 175		
180 183 187 188 189 191の五七名・五七例		
。源氏・・・4 6 7 8 10 11 14 15 16 19 22 25 27 28 42 49 59 66 68 72 77 81 88 89 92 106 158 165 177の二九名・二九例		
。北条氏・・・5 21 65 67 78 93 107 110 116 119 120 122 129 152 153 154 155 156 157 159 168 174 176 178 179 184 190の二七名・二七例		
平氏・・・29 建礼門院（平清盛子女徳子〈高倉天皇中宮〉）、94安徳天皇外祖母（平時信子女時子〈平清盛室家〉） 安達氏・・・ ¹¹⁴ 修理亮北方（安達義景子女松下禅尼〈北条時氏室家〉）、185堀内殿（安達義景子女〈北条時宗室家〉） 佐伯氏・・・26大師（佐伯田公子息真魚〈弘法〉）		

伴氏	57	御台所（北条政子）祖母（伴兼房子女）
高階氏	71	尼丹後二品（法印澄雲子女高階栄子〈後白河天皇妃〉）
比企氏	73	比企能員（源頼家外祖）
牧氏	75	牧方（北条時政室家）

。其他氏族

一一氏・

一八名・

一八例

伊賀氏	83	相州（北条義時）室家（伊賀朝光子女）
三善氏	85	三善康信（三善康光子息）
菅原氏	128	天神（菅原是善子息道真）

三浦氏

¹³⁷ 左京兆（北条泰時）室家（三浦義村子女禪尼〈禪阿〉）

34 左兵衛佐局（源頼朝親類）……源氏カ

113 故左府……藤原氏カ

氏族名特
定不能

117 竹御所（源頼家子女〈九条將軍家頼經室家〉）姫君……竹御所養女カ

161 御台所（將軍家頼嗣室家カ）

¹⁶⁷ 女房東御方

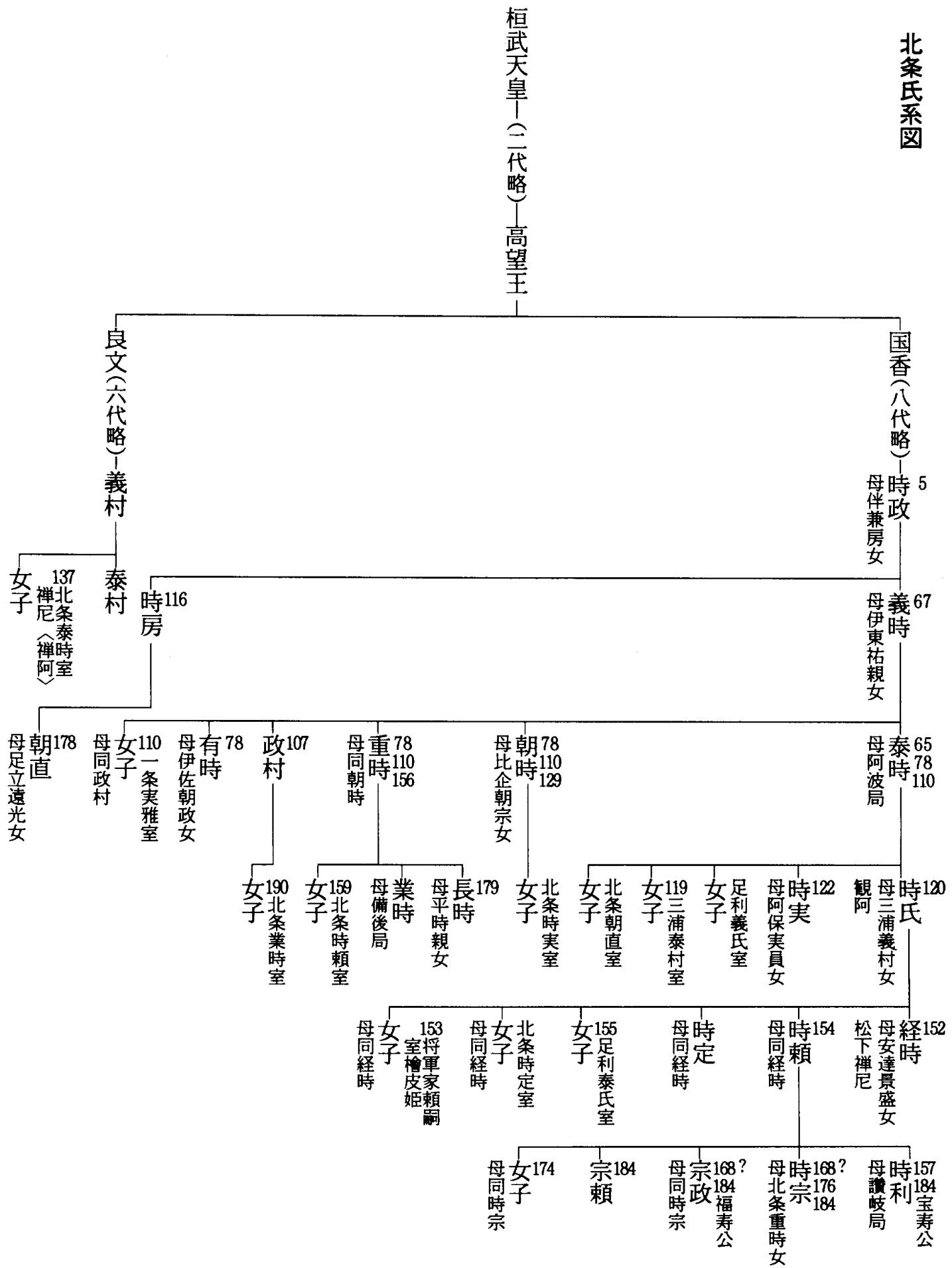
となり、藤原氏が六〇名・六〇例（約三一・四%〈全一九一名・一九一〉）で最も多く、以下、皇族五七名・五七例（約二九・八%）→源氏二九名・二九例（約一五・二%）→北条氏二七名・二七例（約一四・一%）→其他氏族一八名・一八例（約九・四%）の順につづくことが分かる。これを以てみるも、記載上の意識面において北条氏が藤原・皇族・源の三氏族につけ、ないしはそれら三氏族に準ずる氏族ないしは家格として位置づけられ、遇せられていることを諒察しうるのである。

つぎに、こうした藤原・皇族・源・北条の四氏族のように、多くの員数・事例をもたぬ平・安達・佐伯・伴・高階・

比企・牧・伊賀・三善・菅原・三浦の一氏族についてみると、平・安達両氏の各二名・各一例以外はすべて一氏各一名・各一例となつており、このほか具体的に氏族名を特定しえぬのが、五名・五例あり、このうち源氏かとも考えられるのが、³⁴左兵衛佐局（源頼朝親類）の一名・一例、藤原氏かともみられるのが、¹¹³故左府の一名・一例ある。そして、こうした其他氏族一一氏・一八名・一八例の人物が、各々如何なる氏族と親類縁戚関係にあるかをみてみると、その親類縁戚関係にある諸多の氏族の中には、事例数の上で最も卓越するのは、北条氏（⁵⁷⁷⁵⁸³¹¹⁴¹³⁷¹⁸⁵の六名・六例）であり、これに皇族（²⁹⁷¹⁹⁴の三名・三例）、源氏（³⁴⁷³の二名・二例）の順につづき、以下、その他各氏の各一名・各一例となつてている。このように、もともと事例僅少の其他氏族の人々が、各々如何なる氏人と親類縁戚関係にあるかを検討してみると、その親類縁戚関係にある諸多の氏族の中には、最も多くの事例数を有するのは、北条氏であることを認知しうるのである。さらに、この北条氏の場合、上記の六名・六例、すなわち⁵⁷御台所（北条政子）祖母（伴兼房子女）、⁷⁵牧方（北条時政室家）、⁸³相州（北条義時）室家（伊賀朝光子女）、¹¹⁴修理亮北方（安達景盛子女松下禪尼（北条氏室家））、¹³⁷左京兆（北条泰時）室家（三浦義村子女禪尼（禪阿））、¹⁸⁵堀内殿（安達義景子女（北条時宗室家））のうち、傍●印を付記した⁷⁵時政、⁸³義時、¹³⁷泰時、¹⁸⁵時宗の四名が、いざれもいわゆる執権職就任者であり、⁵⁷政○子が将軍家頼朝の室家にして執権時政の子女であり、¹¹⁴時○氏が執権泰時の嫡長子にして執権経時の実父であることを、ことさら留意しておきたい。何となれば、左掲北条氏系図に示すごとく、それら時政、義時、泰時、時宗、政○子、時○氏六名各々の兄弟姉妹、ないしは子息子女の中に、既述した北条氏における「御」字使用者が集中して多見されるという事実を指摘しうるからである。つぎに、上述した「御」字使用のうち、とりわけ、貴人が或る事物に感心・感賞したり、得心して満足したりする際に宛て用いられる語辞「御感」が、同書において果して如何なる人物に見受けられるかを精査してみると、表一に示すごとき結果が得られる。これを歴代將軍記ごとにまとめて示すと、(a) 源頼朝將軍記に四三例、(b) 源実朝將軍記に一

六例、(う)、九条頼經將軍記に六例、(え)、九条頼嗣將軍記に五例、そして(お)、宗尊親王將軍記に三例、の都合七三例となる。これにより、件の「御感」が源頼家將軍記には全く見受けられないこと。(あ)、(お)の歴代將軍記にあっては、(あ)が四三例で最も多く、以下、(い)(一六例)→(う)(六例)→(え)(五例)→(お)(三例)の順につづくこと、などが分かる。ただし、ここで注意を要するのは、これら各將軍記の記載分量如何ということである。そこで、これを新訂増補國史大系本の所用頁数によつてみると、(あ)が五一四頁、(い)が一四七頁、(う)が三六七頁、(え)が一七二頁、そして(お)が三七五頁となるので、その「御感」一例が見受けられる各將軍記の平均所用頁数は、(あ)が約一二・二頁、(い)が約九・八頁、(う)が約六・二頁、(え)が約三四・四頁、(お)が約一二五・〇頁と算出される。従つてこれら各將軍記をば、「御感」一例が見受けられる平均所用頁数の少ない順次、別言すれば、「御感」がよりよく見受けられ易い順次に随つて列記すれば、(い)→(あ)→(え)→(う)→(お)となつて、(い)において最もよく見受けられ易く、逆に(お)において最も見受けられ難いことが判明する。それではつぎに、件の「御感」の当該者が如何なる人物であるかみてみると、(あ)では將軍家源頼朝が1～15、17、18、21～28、30～40、42、43の三八例（約八八・四%、計四三例に）、後白河法皇が16、19、20、29の四例（約九・三%）、北条政子が41の一例（約一・三%）となり、(あ)における「御感」の当該者としては、將軍家源頼朝が圧倒的多数を占めていることが分かる。これは、この(あ)が將軍家源頼朝に関わる諸事蹟、ないしはその治世下に生起した諸種の事柄を中心にその叙述が展開されていることを考慮すれば、当然の様態といえよう。件の(あ)における「御感」の当該者として少數例ではあるが、後白河法皇（四例）、北条政子（一例）両者があり、このうち前者についての「御感」の対象者は、いずれも源頼朝であること。また、後者についての「御感」は後述するように、当該語辞「御感」全七三例中、唯一の否定的用法であることも、一応注意しておいてよからう。これは、つぎのような文脈の中に所見されるのである。すなわち將軍家源頼朝一行が富士野へ狩獵を試みに赴いた折のこと、当地の狩倉で將軍家の家督頼家が初めて鹿を獲ることがあった。これを将

北条氏系図



軍家は御自愛の余り、梶原平二左衛門尉景高を鎌倉に差遣して御台所政子に賀し申さしめた。しかるに政子は、「為武將之嫡嗣」。獲「原野之鹿鳥」。強不_レ足_レ為_ニ希有_。楚忽專使。頗有_ニ其煩_ニ歎者_。」として『敢不_レ及_ニ御感_。』_。』といふことで、件の専使は却つて面目を失したというものである。いずれにしても、(a)において見受けられる「御感」の当該者は、将軍家源頼朝、その御台所北条政子、そして後白河法皇の三者に限られていることである。

それでは、(i) (o)における「御感」の当該者は各々如何なる人物であろうか。(i)における全一六例中、44の一例をの

表二

記別	當該者	対象者	所見条
1 源頼朝	飯田家義	治承4・8・24条	
2 源頼朝	大河戸太郎広行、同弟次郎秀行、同三郎行元、同四郎行平の四名	治承5・2・18条	
3 源頼朝	鶴岳宮寺承仕法師栄光	寿永1・12・7条	
4 源頼朝	梶原平三景時	寿永3・1・27条	
5 源頼朝	渋谷次郎高重	元暦1・7・16条	
6 源頼朝	甘糟野次広忠	元暦1・8・18条	
7 源頼朝	佐々木三郎盛綱	元暦1・12・26条	
8 源頼朝	北條小四郎以下十二人	元暦2・3・11条	
9 源頼朝	威光寺院主長栄	元暦2・4・13条	
10 源頼朝	前出羽守重遠	元暦2・4・28条	
11 源頼朝	下河辺庄司行平	文治1・8・24条	

源 賴 朝 將 軍 記

12 源賴朝	土佐房昌俊
13 源賴朝	平六條定、常陸房昌明
14 源賴朝	草野次郎大夫永平
15 源賴朝	下河辺庄司行平、千葉介常胤
16 後白河法皇	源賴朝
17 源賴朝	專光房
18 源賴朝	波多野右馬允義經嫡男有經
19 後白河法皇	源賴朝
20 後白河法皇	大庭平太景能
21 源賴朝	下河辺庄司行平
22 源賴朝	波多野五郎義景
23 源賴朝	畠山次郎重忠
24 源賴朝	河村千鶴丸
25 源賴朝	梶原平二景高
26 源賴朝	清原豊前介実俊、弟橋藤五実昌
27 源賴朝	紀權守、波賀次郎大夫等
28 源賴朝	源賴朝
29 後白河法皇	源賴朝

文治 5 文治 5 11 3 条	文治 5 文治 5 9 9 • 20 条	文治 5 文治 5 8 8 • 14 条	文治 5 文治 5 7 7 • 11 条	文治 5 文治 5 7 7 • 14 条	文治 4 文治 4 • 6 • 30 条	文治 4 文治 4 • 12 • 30 条	文治 4 文治 4 • 12 • 12 条	文治 3 文治 3 • 3 • 28 条	文治 2 文治 2 • 8 • 7 条	文治 1 文治 1 • 10 • 9 条
------------------------------	--	--	--	--	--	---	---	--	---------------------------------------	--

47 源実朝	46 源実朝	45 源実朝	44 北条義時	43 源頼朝	42 源頼朝	41 北条政子	40 源頼朝	39 源頼朝	38 源頼朝	37 源頼朝	36 源頼朝	35 源頼朝					
兵衛尉清綱	吾妻四郎助光	洲河地頭	二階堂行光	武藏守大内義信	小山佐衛門尉朝政、三浦十郎左衛門尉義連、諷方祝盛澄	梶原平二左衛門尉景高	梶原刑部丞朝景	藤沢二郎清親	金剛殿北条泰時	大庭平太景能	飯富源太宗季	千葉小太郎成胤	大河二藤次忠季				
承元 2 • 5 • 29 条	承元 1 • 12 • 3 条	元久 1 • 11 • 18 条	元久 1 • 9 • 15 条	建久 6 • 7 • 16 条	建久 4 • 9 • 11 条	建久 4 • 5 • 22 条	建久 4 • 5 • 7 条	建久 3 • 3 • 25 条	建久 3 • 11 • 13 条	建久 2 • 5 • 26 条	建久 1 • 8 • 1 条	文治 6 • 1 • 15 条	文治 6 • 9 • 18 条	文治 6 • 1 • 15 条	文治 6 • 1 • 7 条	文治 5 • 11 • 18 条	文治 5 • 11 • 8 条

九条頼経將軍記						源実朝將軍記					
66 九条頼嗣	65 九条頼経	64 九条頼経	63 北条泰時	62 九条頼経	61 九条頼経	60 九条頼経	59 源実朝	58 源実朝	57 源実朝	56 源実朝	55 源実朝
安倍大膳權大夫維範	安倍晴賢	後藤大夫判官基綱	大和前司倫重、太田玄蕃允康連、佐藤民部丞業時	佐々木兵衛太郎信実法師	勝木七郎則宗子息	武藏守北条泰時	二階堂民部大夫行光	佐々木大夫判官広綱	富田三郎	和田新兵衛尉朝盛	豊前守尚友
寛元 3 ・ 2 ・ 9 条	仁治 2 ・ 1 ・ 11 条	嘉禎 2 ・ 3 ・ 21 条	天福 1 ・ 11 ・ 10 条	寛喜 2 ・ 2 ・ 6 条	安貞 2 ・ ① ・ 29 条	建保 6 ・ 11 ・ 5 条	建保 1 ・ 12 ・ 20 条	建暦 3 ・ 7 ・ 11 条	建暦 3 ・ 4 ・ 1 条	建暦 3 ・ 3 ・ 8 条	建暦 2 ・ 2 ・ 26 条

宗尊親王將軍記	九条頼嗣將軍記
70 北条時頼	67 九条頼嗣 讃岐国御家人藤左衛門尉 市河次郎左衛門尉
71 宗尊親王	68 九条頼嗣 寛元4・3・20条 三浦駿河式部大夫家村
72 宗尊親王	69 九条頼嗣 寛元4・8・16条 相模太郎北条時宗 鶴岳宮別当僧正隆弁
73 宗尊親王	70 北条時頼 寛元4・3・18条 弘長1・4・25条 文永2・3・13条 文永3・5・1条 三位僧都範乗

〔備考〕当表における將軍記別とは、歴代將軍家の具名の下に將軍記なる文言を付して同書の叙述範囲を区分したものである。また、対象者とは「御感」当該者に「御感」せしめた者のことである。所見条欄の数字は年・月・日、○印付記月は閏月を各々示す。

ぞく45～59の一五例までが將軍家源実朝であり、その44の一例が北条義時である。(う)における全六例中、63の一例をのぞく60～62、64、65の五例までが將軍家九条頼経であり、その63の一例が北条泰時である。(え)における全五例中、70の一例をのぞく66～69の四例までが將軍家九条頼嗣であり、その70の一例が北条時頼である。(お)における71～73の全三例のすべてが將軍家宗尊親王である。こうして(あ)～(お)における合計七二例の「御感」の当該者をトータルに眺めてみると、それが將軍家の場合(イ)が1～15、17、18、21～28、30～40、42、43、45～59、60～62、64～69、71～73の六五例(約八九%／全七三例に占める百分比、以下同様)、皇族(親王は含められていない。宗尊)の場合(ロ)が16、19、20、29の四例(約五・五%)、北条氏の場合(ハ)が41、44、63、70の四例(約五・五%)となつて、(イ)が圧倒的多数を占め、この(イ)に比して極めて僅少數ながら(ロ)と(ハ)が、ほぼ同程度に認められる。このように(イ)が(ロ)や(ハ)に比して圧倒的多数の事例を

有することは、同書が歴代將軍家を権威ある尊貴な存在として、この歴代將軍家に關わる諸般の事蹟を中心に編年体史書として記事が構成され、叙述がすすめられている、その記載体例からすれば、極めて自然で相應しいあり様といえよう。また、たとえ僅少例であるとはいえ、(八) すなわち北条氏と、(口) すなわち皇族とが、ほぼ同数ずつ見受けられるのは、記載意識の上で、北条氏をば、皇族、さらには將軍家と等し並み、あるいはそれらに準ずる存在と見做して、そのように位置づけていることを語り示しているといえよう。そこで、こうした北条氏に關わる事例、すなわち(い)における44、北条義時、(う)における63、北条泰時、そして(え)における70、北条時頼の各事例を掲記しておこう。これは、これららの各事例からそうした記載意識を充分に汲み分けうるとともに、後述するごとく、それらの事例のうち、とくに(い)とうが、同書の編纂に如何なる人物が深く、しかも大きく参画関与しているかを究明する上において、有用な手掛りを提供してくれるからである。

A、44、北条義時の事例 (圈点並びに括弧内記載)
(は稿者補、以下同様)

霽。將軍家去夜白地入_二御相州御亭_一。即欲_レ有_二還御_一處。亭主奉_レ抑留_二給_一。今夜依_レ為_二月蝕_一。不_レ意亦御逗留。亭主殊入_レ興給。其間。行光候_レ座。申_二云。京極大閣御時。白河院御_二幸于宇治_一。擬_レ有_二還御_一。餘興不_レ盡之間。猶被_レ申_二御逗留_一。而明日有_二還御_一者。自_二宇治_一洛陽當_二于北_一。有_二方忌之憚_一云々。殿下御遺恨甚之處。行家朝臣引_レ喜撰法師詠歌_一。今宇治非_二都南_一。為_レ巽之由申_レ之。因_レ茲。其日被_レ止_二還御_一云々。今夕月蝕。尤天之所_レ令_レ然也云々。相州殊御感_二云々_一。

B、63、北条泰時の事例

今日有_二評議_一。及_レ晚事訖。武州令_レ還_二御亭_一給之後。招_二大和前司倫重_一。玄蕃允康連_一。民部丞業時等_一。賜_二盃酒_一。公事之間致_二勤厚_一。殊神妙之由。褒美給_二云々_一。是近日雜訴等事。相積之間。連々有_二評議_一。毎度武州早參給_一。人々面々

雖倒衣不奉先立之。仍此二人令談合。自夜中參候于評定所。至翌朝。奉待彼御參事。既及五六度之間。預此御感云々。

C、70、北条時頼の事例

去五日。以平左衛門入道盛阿一所被遣若狭前司泰村之左親衛御文出来。後家所返進也。有御尋之故歟。存殊重宝之由。不可令紛失之旨泰村被示付之間。自到来之時。結付護緒。依西御門館放火。楚忽雖走出。猶隨一身之云々。別有御感云々。

右掲事例のうち、とくにAB両事例に関しては、夙に和田英松博士が「吾妻鏡古写本考」（史学雑誌第一三編第一〇号（大正元年）月刊）、後に「國史說苑」（大正元年）に所収）において『此書は、政所、問注所等幕府の記録文書以外、諸家の記録は、いかなるものを採録せるか、林道春の東鑑考に、「又其広元、邦通、俊兼之筆記亦當混雜而在歟、』と記せるが如く、一階堂、太田、町野等を始め、奉行人、陰陽師等、幕府属僚等の筆記も頗る多かるべし。』と述べ、これを承けて八代国治博士がその著「吾妻鏡の研究」（大正二年）月刊）七五頁において『本書編纂が、幕府の事業なる上は、編纂者は固より一一人の手によりたるものにあらずして、多くの人の之に従事したこと明なれど、果して誰なるや知り難し、恐らくは、政所、問注所の吏員、之に係りしなるべし、即ち政所にありては、別當廣元の子孫たる毛利氏、長井氏、及び執事の一階堂氏、これが編纂に従事し、又問注所執事康信の子孫たる町野氏、太田氏等之に與りしものなるべし、』云々と説かれているところの、とくに引用者が圈点を付記した一階堂氏の同書編纂への介入関与は事例Aにより、また、太田氏のそれは事例Bにより、各々の所説の妥当性が從前に比してより補強されよう。さらに八代氏は、上引文に続けて『殊に建暦元年十一月四日、同二年七月八日の記事の如きは、明月記の著者定家の述懐を、三善康信の考察の如く記したこと等より考ふれば、三善氏が尤も編纂に力を盡したる一人なりしことなるべし』と述べて、同書の編纂に取り分け大きく関わった人物として三善氏を提唱している

が、この所説の妥当性は、左掲の建暦一年十月十一日条の記述内容からも、充分に裏付けしうるよう思う。すなわち、
為觀新造堂舍。將軍家渡御大倉。相州已下人々多以扈從。今日始及山水奇石等沙汰。此所有河有山。水木
共得其便。地形之勝絕。恐可謂仙室歟。善信獻山水繪圖。態自京都召下云々。殊所預御感也。此間善信
於御前申云。去建久九年十一月之比。夢想云。善信為先君御共。赴大倉山邊。爰有一老翁云。此地。清和御宇。
文屋康秀為相模丞所住也。可建精舍。我欲為鎮守云々。夢覺之後。上啓此由。于時幕下將軍御病中也。
忽催御信心。若及御平喰者。可有堂舍造營之由。被仰之處。翌年正月薨御。不被果之條。愚意潛為恨。而
當御代依自然御願。有此草創。併靈夢之所感應也。境内之繁榮也云々。僧云。上又先年依有夢想之告。今所
企之也。是何非合跡之儀乎。古今事書者。文屋康秀為參河丞欲下向。出立于縣見哉之由。誘引小野小町
云々。彼兩人。共逢于仁明之朝。可當清和御宇否哉云々。善信云。夢中事。誠以難備實證。但見古除書。康
秀者。元慶三年任縫殿助歟。然者。仕清和朝之條無異儀歟。相模丞事未勘之云々。將軍家頻以有御感。仰
範高。被記此御問答之趣也。可被作當寺緣起。以此夢記。可為事初之旨。内々被仰云々（圈は稿者補）。

当条には「御感」が一例所見されるが、このように「御感」が一条に二例所見されるケースは、他に全く認められない。この意味で当条は、確かに特異なあり様を呈しているといえる。ところで、ここに所見される一例の「御感」は、二例が二例ともその対象者を二善善信（康信の法名）としている。このうち先出のそれは、善信がわざわざ京都より取り寄せた山水絵画を將軍家実朝に献上したことによるものであり、後出のそれは、文屋康秀の事歴に関わることについて、具名をもたぬ僧の質問に対する善信の応答振りによるものである。そしてこの僧と善信との間に取り交わされた問答の趣をば、実朝は藤原範高に仰せて記録させるとともに、その記録の中にあって、殊に善信の語った夢想についての事柄を資料として新造堂舎の縁起を作らしめたという。以上のような記述内容をもつ当条であるが、いわゆる夢記の基になつ

た善信の夢想そのものの内容については、当然のことながら、件の夢想者善信にしか知ることができず、また、頼朝の薨去後、精舎が建立されぬままの状態にあったことを、善信が「愚意ひそかに恨みとな」す、とするのも、文字通り、善信自身の心意の表白に外ならぬことであるから、これもやはり、善信以外の人には到底分からぬ筈なのである。さらに僧と善信との問答をば、「御」字を冠して表現しているが、問者の僧は、先にも触れたように具名をもたぬ存在なので、これは、当条の叙述構成の必要上、設定された架空の人物とさえ考えられなくもない。それに先にも述べたように、実朝をして「御感」せしめたのは、この僧の問い合わせではなく、件の僧の問い合わせに対する善信の応答振りそのものにあったので、この問答を取り交わした両者のうち、とくに善信に敬意を表しての「御問答」なる表現と解してよいであろう。

以上に述べたような事柄を彼此勘案するならば、当条の編纂には、三善氏が何らかの形で深く関わっていると判釈せざるをえぬであろう。従ってこの条の記事は、善信の子孫の某かが、善信自身によって書かれた記録、もしくは善信が「」の子孫の某かに語り残した話、あるいはその話を某かが書き留めた記録を主要資料として、それに範高によって記し留められていた記録などをも補助資料として援用し、それらを適宜に掲き交ぜ、点綴して述作されたと理会されるのである。

なお、当条によつて、善信が夢想したとされる「建久九年十一月之比」には、將軍家頼朝が丁度病魔に冒されていたことを知りうるが、これは、稻毛重成法師が新たに造築した相模河橋のいわゆる橋供養に、頼朝が結縁すべく鎌倉より当地へ出立する前のことであつたか、それとも頼朝が、その橋供養に結縁し終えて、鎌倉への還路における例の落馬一件のことであったかを定かにしえないが、仮りに前者の場合であつたとすれば、頼朝は件の橋供養に結縁すべく鎌倉を出立する前に、すでに病瘡の状態にあつたことを語り、また、後者の場合であつたとすれば、頼朝の病瘡は、とくに

その落馬に深く関わるものであったことを示すものとして、大変興味ある記事といえよう。

おわりに

以上を要するに、一、「吾妻鏡」所載の出誕記事 二、「吾妻鏡」所見の「御」字の用法 の二事項のうち、前項、すなわち一については、〔誕児の父者・母者の出自記載〕〔誕児の性別記載〕〔出誕関連記事の所見条数 四出誕関連諸役人の員数記載 五誕児の出誕刻限並びに産所の記載〕の五項目の各々に関わる基本的な素材資料を提示して、それら各項目に関する事柄を順次俎上に載せて、個別の検討を加えてきた結果、〔〕については、誕児の父者・母者双方の出自記載に関して、諸多の氏族中、北条氏のそれが最も卓越していること。〔〕については、とくに男児・女児についての表記の検討を通して、北条氏が藤原・源両氏以外の諸多の氏族よりも、一層それら両氏に近い存在、ないしはほぼ等しありの存在とする意識を基調としていること。これは、あくまでも北条氏が、藤原・源両氏以上の存在としてではなく、それら両氏に準ずる存在として位置づけられていること。そしてこうした北条氏にあっても、時宗と時利のみに「若君」の表記がみられ、しかも、その時宗にのみ該表記が一例認められること。〔〕については、その誕児が、北条時宗の場合を最上位とし、以下、將軍家ないし將軍家子女（宗尊親王）の場合→時宗をのぞく北条氏の子息子女、ないしその誕児の生母が北条氏の子女の場合という順につづくこと。〔〕については、その誕児が、將軍家ないし將軍家の子女を主とする者の場合が最も卓越し、これにつぐのが北条氏の子息子女、もしくは北条氏の子女を生母とする者の場合であること。ただし、こうした北条氏にあっても、ひとり時宗のみが將軍家九条頼嗣よりも上位にあること。〔〕については、出誕刻限ないしそれに準ずる頃おいを示す記載事例数の半分にも満たない出誕場所、すなわち産所の記載事例数がみられるのは、その誕児が、皇族か、將軍家もしくは將軍家の子息子女か、はたまた北条氏の子息子女か、のいずれかの場

合に限られていること。この点にも、記載意識の面において、北条氏をば、皇族や将軍家などと等し並み、あるいはそれら両氏族に準ずる家格として遇していること。そして上來の「一」に關わる出誕記事所見の出誕児名と、いわゆる嫁娶記事所見の夫妻者名との双方において全く合致することが確認されるのは、北条時宗とその室家堀内殿（安達義景子女）のみに限られていること。これは、既に「二」において指摘したことと両々相俟つて、同書が北条氏のうち、とくに時宗に關わる事蹟の記述に、殊のほか意を用いていることを語り示す徵証として留意されてよいことであろう。それはともかくとして、一の「一」の各項目について、叙上のごとき諸点を明らかにしうるのである。

つぎに後項、すなわち「二」については、斯件の事柄に關わる基礎的資料としての「御」字使用者全一九一名・一九一例及び「御感」の当該・対象両者全七三例を提示して検討を加えた結果、記載上の意識面において北条氏が、藤原・皇族・源の三氏族につぐ、ないしはそれら三氏族に準ずる氏族ないしは家格として位置づけられていること。そしてこうした多くの事例数をもつ藤原・皇族・源の三氏族の場合とは異なり、少數事例しか認められない其他氏族に所属する人物が、各々如何なる親類縁戚関係を有しているかをみてみると、その親類縁戚関係にある諸多の氏族の中にあって、事例数の一際目立つて多いのが北条氏であり、この北条氏にあつても、いわゆる執權職就任者ないし当該者の子息子女の場合が多く、さらにこうした人々及びその周辺に連なる者の中に、「御」字使用者が集中して多見されること。また、「御感」の当該者が果たして如何なる人物であるかを検討してみると、將軍家の場合が最も多く、皇族と北条氏が各々事例少數とはいえ、ほぼ同程度でそれについていることから判じて、記載意識の上で北条氏をば、皇族、さらには將軍家と等しあり、あるいはそれら両氏族に準ずる存在と見做して、そのように位置づけていることを語り示す徵証を、ここにも認めうるのである。そして、たとえ事例少數とはいえ、この北条氏、わけても義時や泰時を「御感」の当該者とし、二階堂行光、大和前司倫重、太田玄蕃允康連、佐藤民部丞業時などといった人々を「御感」の対象者とする元久元年九月十

五日条や天福元年十一月十日条の記事などは、同書の編纂に深く関与した人物が何者であるかを考究する上において、極めて有用な手掛りを提供して呉れるものとして、認識を新たにしてよいと思うのである。

註 「吾妻鏡」には、「法驗」（「法之効驗」）なる用語が左記の通り一二例所見される。このうち事例1の一例のみが「法之効驗」となっている。そしてこの「法驗」を発現したとされる人物についてみると、事例2の一例をのぞく一一例に固有名がみられ、この一例・二名のうち、実に事例4～11の八例・八名までが隆弁なのである。これを以て同書における隆弁の法驗を伝える記事が如何に多く載録されているかをよく知りうるのである。しかも、件の隆弁は、歴代將軍家（頼嗣・宗尊親王）や執権北条（經時）氏の御不例を御減せしめたり、後の執権北条時宗を平産せしめたりしたとされているように、幕府の中枢にある為政者ないし威權者と密接な関わり合いを有していたとみられることがからも、その政僧としての一斑を窺知しうるのである。

法 驗 発 現 者	法 驗 発 現 の 内 容 ・ 種 類	所 見 条
1、護念上人	頼朝長女大姫の病惱を復本せしむ	建久6・10・15条
2、鶴岳供僧等	御祈りて降雨せしむ	承久4・6・14条
3、辨僧正定豪	御祈りて降雨せしむ	嘉禎2・4・23条
4、大納言法印隆弁	將軍家九条頼嗣の御不例を御減せしむ	寛元3・9・9条
5、大納言法印隆弁	將軍家九条頼嗣及び執権北条經時の御不例を御減せしむ	寛元3・9・14条
6、大納言法印隆弁	御祈りて関東の平安を護持せしむ	宝治1・6・13条
7、若宮別当法印隆弁	後の執権北条時宗を平産せしむ	建長3・5・27条

8、大納言法印隆弁	後鳥羽院の使命を受けた刑部僧正長賢の靈を除払せしむ	建長4・1・13条
9、鶴岡別当法印隆弁	御祈りて降雨せしむ	建長4・6・20条
10、若宮別当法印（隆弁）	將軍家宗尊親王の御惱を御平愈せしむ	建長4・9・7条
11、若宮別当僧正隆弁	將軍家宗尊親王の御惱を復本せしむ	正元2・4・26条
12、安祥寺僧正良瑜	御祈りて止雨せしむ	文応1・6・7条

ところで、この政僧隆弁については、加藤 功氏がその論叢「鎌倉の政僧」（『歴史教育』第一六巻第一二号）において、幕府為政者中枢が、諸種の「困難を乗り切って安定した政権を維持して行く為には、諸情勢をその明晰なる頭脳と洞察力とをもって分析し、もって有効適切なる臨機応変の政策起案を成してくれ得る構想力豊かなる影の知識人を必要とした」と思量され、こうした影の知識人こそが、政僧隆弁に外ならぬとして、その事歴・事蹟を詳細に論述されている。

なお、同書における僧侶の所見条数を精査してみると、一五条以上の者は一二名を数えうるが、これらを所見条数の多い順に随つて列挙すると、①、隆弁一一九条、②、定豪五四条、③、円曉三八条、④、行勇、道禪の二名がともに三七条、⑤、珍誉三六条、⑥、觀基三一条、⑦、良信三〇条、⑧、昌寛一八条、⑨、栄西二七条、⑩、良基二六条、⑪、定親二五条、⑫、源性二二条、⑬、嚴惠二〇条、⑭、行慈一九条、⑮、義印一七条、⑯、円親、定清、文学、頼曉、隆宣の五名がともに一六条、⑰、良暹一五条となつて、これを以てみても、隆弁の所見条数が桁外れに多いことを諒知しえよう。また、これら多くの僧侶のうち、上位にある①、隆弁、②、定豪、③、円曉の三名がともに鶴岡・若宮別当職にあつたほか、④、行勇の一名が寿福寺長老、永福寺別當、⑦、良信の一名が勝長寿院別當、⑨、栄西の一名が寿福寺長老、そして⑪、定親の一名が鶴岡別当であつたなどというよう、かなり所見条数の多い僧侶の中に、幕府所在の地鎌倉に立地し、諸種の点で幕政と深い関わり合いを有していた寺院に奉

職していた者を少なからず見い出しうるのは、編纂物たる同書の史書としての成立や性格如何を考究する上において、等閑に付しえぬことであろう。